

令和3年 第1回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和3年3月18日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和3年3月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
1	6番 青木 善明	1. 新型コロナウイルス感染症対策について ①県独自の緊急事態宣言発令中の取組について伺う。 (1)町長、教育長は感染症の広がりをどのように受けとめているか。 (2)県のガイドラインは守られているのか。 (3)公共施設の休館、休館延長、利用制限は。 (4)感染拡大の蔓延防止対策の考えは。 ②新型コロナウイルスのワクチン接種について伺う。 (1)ワクチン接種について町長の考えは。 (2)担当部署の設置は。 (3)ワクチン接種の概要及びスケジュールは。 (4)医師会との協議は。個別接種の考えは。 (5)予約システム導入の考えは。	町長 教育長	
		2. 町長の施政方針について ①自治体電力の検討について。 ②九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備、広報の推進について。 ③高鍋城址舞鶴公園の整備促進について。 ④NHK大河ドラマ推進協議会(地域連携活動)の設置推進について。 ⑤スマートウエルネスシティ(健幸都市)づくりの推進について。 ⑥業務のデジタル化(スマート行政)の推進について。	町長	

2	11番 中村 末子	<p>1. 認知症などへの対策強化政策について</p> <p>①リコード法についての見地は持っているのか。</p> <p>②認知症及びアルツハイマーと診断された家族への支援策について。</p> <p>③発症年齢についての調査は行っているのか。</p> <p>④家族支援策はどうしているのか。</p> <p>⑤これを教育分野で考えると小さい時からの食育、体作り、知恵の構築などがあるが、検討したことは。</p>	町長 教育長	
		<p>2. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>①PCR検査実施についての考え方。</p> <p>②抗体検査について。</p> <p>③予防接種の実施方法について。</p> <p>④飲食店への助成はあるが、そこに納入している業者の皆さんへの助成策はあるのか。</p> <p>⑤教職員の異動に関して現場での対応は、県教育委員会との話し合い及び現場確認はどうするのか。</p>	町長 教育長	
		<p>3. プール管理について</p> <p>①プールに来てから事故発生までの経緯及び事故発生後の経緯と対応について。</p> <p>②管理状況はどのように行われていたのか。</p> <p>③今後の管理体制、再発防止対策について。</p> <p>④遺族の方からはどのような要望があったのか。</p>	町長	
		<p>4. 町長の施政方針について</p> <p>①SDGsへの考え方を問う。</p> <p>②10項目の達成すべき目標について問う。</p> <p>③短期、中期、長期で行う目標達成について問う。</p>	町長	

3	8番 黒木 正建	1. 蚊口浜一帯の活用について ①高鍋町の観光スポットとして、観光客や町民の憩いの場としても貴重な位置を占めている。しかし、現状を見ると課題が山積している現状である。そこで一体的な取組が必要と思われるが、今後の対応について伺う。 ②蚊口浜の町有地に住居等が数多くあるが、貸付の現状と条例の検討等を含めた課題について伺う。	町 長	
		2. 高鍋駅舎建設について ①これまで駅舎の購入や改修実施設計等進展しているが、今後の取組について伺う。	町 長	
		3. 斜面崩落（堀割地区）の復旧工事について（国土交通省管轄） ①現場は応急処置がしてあるが、雨期を迎える6月以降、崩落危険度が増し、国道10号の交通停滞が懸念される。早期な対応が必要と思われるが、国交省への対応について伺う。	町 長	

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	島埜内 遵君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	野中 康弘君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………			……………	杉 英樹君
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧の順番に発言を許します。まず、6番、青木善明議員の質問を許します。

○6番（青木 善明君） 皆さん、おはようございます。傍聴にお越しいただきました傍聴席の皆様、本日はまことにありがとうございます。

つい先日の出来事です。町内の調剤薬局に行くと、両親と子ども2人の親子に出会い、私とその親子の2組だけの待合室で長いすに座っていると、三、四歳くらいのかわいい女の子が私の横にこっと笑って座ってきました。青木さんと呼ばれ窓口に行くと、一緒についてきて薬の説明を一緒に聞き、支払うときもまた一緒に横にいるのです。

その光景を目にした薬剤師の先生も、思わずこっと笑顔を返されました。その場の空気をほのぼのとしてくれ、私が帰ろうとするとまたこっと笑顔でばいばいと手を振って、窓越しにずっと手を振り続けてくれました。帰る途中、見知らぬあの幼い女の子の輝くような笑顔が浮かんできて不思議な元気をもらい、おじちゃん頑張ると背中を押されるような気がしました。

ことは、東日本大震災から10年を迎えました。あの時、被災地の福島の子高生が郷土を愛し復興を願って発信した、このまちに生まれ、このまちで育ち、この町で働き、このまちで結婚して、この町で子どもを産んで、このまちで育て、このまちでひ孫を見て、このまちで最後を過ごす。それが私の夢なのです。その力強い勇気と希望を与えてくれた言葉を思い出し、あの日薬局で出会った幼い女の子の輝く笑顔と元気がなぜか私の中で重なり合いました。

私たちは今、コロナ禍で新しい生活様式を強いられ、当たり前が当たり前でない環境において、人と人とのつながりも希薄になってきたように思います。そのような中で、今を誰もが精いっぱい生きながら暮らし、心のきずなを大切にこの苦難を乗り越え、町民一人一人が前へ進もうとしています。そして、一日も早く活気に満ちた明るい笑顔を取り戻す日が来ることを心から待ち望んでいます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな1番、新型コロナウイルス感染症対策について。

まず初めに①県独自の緊急事態宣言発令中の取組について伺います。

(1) 町長、教育長は感染症の広がりをどのように受けてとめているか。県内の新型コロナウイルス感染者は、第1波、昨年3月、4月で17人とどまっていたが、第2波、第3波で急増し、今年の1月7日に河野知事は緊急事態宣言発令の会見で、宮崎県は歴史的な危機に直面していると県独自の緊急事態宣言を発令しました。地域医療を守り、県民の暮らしを守るため、県民が心を一つに最大限の感染防止に取り組む必要があると、危機感を持ってかつてない表現で感染防止を訴えました。

当町でも、今年の1月6日に新規感染者が確認され、県は2月3日、高鍋町の教育、保育施設の園児または職員が感染シクラスターが発生したとの認識を示しました。当町においては、1月31日から2月7日まで毎日新規感染者が確認されていました。この状況を町長、教育長はどのように受け止めていたのかお伺いします。

なお、(2) 県のガイドラインは守られているのか。(3) 公共施設の休館、休館延長、利用制限は。(4) 感染拡大の蔓延防止対策の考えはにつきましては、発言者席からお尋ねいたします。

次に、②新型コロナウイルスのワクチン接種について伺います。

(1) ワクチン接種について町長の考えは。新型コロナウイルス感染症を食い止める切り札とされているワクチンの供給が全国自治体を中心に配分され、県内においても感染者の治療に直接従事する医療機関から優先に実施が始まりました。

県内の医療従事者や高齢者、持病などでリスクの高い人たちにどれだけ早くワクチン接種が実施できるかがかぎとなりますが、このことについては本人の接種への理解を深めることが期待されています。ワクチンによる感染抑え込みの成否は、町民の協力による接種率の向上にかかっていると思いますが、町長のワクチン接種についての考えをお尋ねします。

なお、(2) 担当部署の設置は。(3) ワクチン接種の概要及びスケジュールは。(4) 医師会との協議は。個別接種の考えは。(5) 予約システム導入の考えはにつきましては発言者席からお尋ねいたします。

次に、大きな2番、町長の施政方針について。

まず①自治体電力の検討について、②九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備、広報の推進について、③高鍋城址舞鶴公園の整備促進について、④NHK大河ドラマ推進協議

会（地域連携活動）の設置推進について、⑤スマートウェルネスシティ（健幸都市）づくりの推進について、⑥業務のデジタル化（スマート行政）の推進については、発言者席からお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、緊急事態宣言下、本町におきましても各種情報収集、住民への情報提供などの対策を講じてまいりましたが、クラスターが発生いたしました。県と連携し、町施設での感染防止対策や情報発信に最大限努め、町民の皆様にも行動要請の遵守をお願いするとともに、感染防止行動に取り組んでいただきました。

事業者の皆様には、感染防止対策のためのガイドラインの遵守や営業時間短縮への御協力をいただき、町全体で感染拡大防止に取り組んでいただいた結果、その後新たな感染者は確認されておりません。

コロナ禍においては、過剰な御心配からうわさや事実に基づかない誤った情報が出回ることがありましたので、思いやりの心を持って助け合いながら感染対策に努めていただきたいと考えております。また、コロナ禍においては感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守り、併せて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。

新型コロナワクチンの接種につきましては、発症予防効果は95%と報告されており、感染症の蔓延予防のため円滑に接種を実施していくことが必要であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。おはようございます。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、当初から国にならい感染予防と社会経済活動の両立に取り組んでまいりましたが、今町長の答弁にもございましたけども、加えて誹謗中傷等の人権侵害の対応も現在配慮、対応すべき事項と捉えております。

まず、学校における感染予防等につきましては、文部科学省のガイドラインに基づきながら教育活動の保障を第一に考え、感染の広がりがございましたけども、その広がりの中においても保護者の皆様の御協力や職員の努力、そして児童・生徒の頑張りによって授業や給食、さらには縮小した形も取りましたけれども、学校行事についても今実施してまいっております。

町内施設におきましても、感染予防対策を十分に取ながらガイドラインに沿って施設の運営を行っております。いわゆる三密の避けがたい、その中でも屋内の体育施設等については広がりの中では閉館としましたし、図書館も貸出し返却のみの対応を取りました。

ただ、鑑賞が中心である美術館につきましては、県立美術館の開館状況等も参考にしながら、2月の初めには町の美術協会展も開催しております。高鍋町ならではの文化活動を保障することも私どもの大切な責務だと考えてのことであります。それぞれの実施であり

ました。

感染予防と社会経済活動を両立させるために極めて重要なのが、正しく恐れることができるかどうかであると考えております。学校や町の施設運営につきましては、国、県の方針を踏まえた上で、加えて保健所等との関係機関とも相談しながら、ガイドラインを定めて運営してまいりました。さらに、ガイドラインどおり運営するために必要な関係者への説明もさせていただいております。

例えば、町内の学校のPTA会長との情報交換につきましては、国からの学校の一斉休業要請の直後の今年の4月以降、非公式の形でありますけども9回行っておりますし、それから議員の皆様におかれましても、昨年8月説明の場を設けさせていただき、ほとんどの議員に御参加いただきました。

今後は、状況の変化を踏まえながら引き続き感染予防と社会経済活動の両立に取り組むとともに、先ほど申し上げましたけども、誹謗中傷等の人権侵害が生じることのないよう関係課と連携しながら、学校教育、社会教育の両面から取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。町長、教育長、それぞれ緊急事態宣言中に対しての考え方を述べていただきました。

それでは、（2）の県のガイドラインは守られているのかということですが、本町においては県の緊急事態宣言の発令に伴う行動要請と、県の示したガイドラインは守られていたのか副町長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（島埜内 遵君） 副町長。県のほうは、県内の感染状況から県独自の警報レベルを判断して、それに応じた具体的な行動要請が県民にお願いされております。町といたしましては、それらの情報をホームページを通じて町民の皆様へお知らせし、行動要請への協力をお願いしているところでございます。

守られているのかということにつきましては、スーパーなどの入り口に設置されております手指消毒を多くの方が利用されていたり、レジに並ぶ際にも足元の表示に従いソーシャルディスタンスを保っておられる様子等を拝見しますと、感染症対策に積極的に御協力いただいていると判断しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。守られていたというふうに認識したいと思います。

それで、次ですけれども、公共施設の休館、休館延長、利用制限はでございます。先ほど教育長のほうからも答弁があって、るる大体理解はさせていただいたんですけれども、今年の2月3日、本町において2例目となるクラスター、感染者集団が発生しておりますが、本町の教育関係公共施設の休館、休館延長、利用制限はどのような対応をなされたの

かお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。お答えいたします。

公共施設のうち、社会教育課が所管をいたします施設についてのお答えとなります。

1月7日緊急事態宣言の発令、1月9日からの行動要請を受けまして、まず体育施設につきましては小丸河畔運動公園の多目的広場及び小丸川河川敷広場を除きまして、1月22日までを閉館といたしました。23日からはスポーツ少年団のみの利用とするなど、施設ごとに詳細な制限を設けて開館をしたところでございます。

次に、文化施設につきましては、図書館は1月9日からは貸出し返却のみの条件つきでの開館、美術館は1月9日から22日までを閉館とし、23日からはホール等の使用を禁止とする条件つきでの開館としました。

その他の施設は、2月7日の期間延長の期限までを閉館としたところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。実は、ちょっと検証をさせていただきたいんですけど、教育長の答弁でもありましたけれども、緊急事態宣言の中で県のガイドラインを遵守しながら町独自の考え方もございますでしょうけど、2月2日に、先ほど私が申し上げましたとおりクラスターが発生したと、県が認識してるわけですね。

高鍋町美術館は、企画展示展ですか開かれておまして、町民の方々から複数問合せがありましたので、毎日高鍋町内で新規感染者が出てる状態の中で、ましてや2月2日にクラスターと、教育施設、保育施設という中で、2月2日に県は認識してるわけですね。高鍋町美術館はいつまで、その企画展ですか展示展ですか、があつてるときに、いつまで開けておられたのでしょうか、確認させていただきます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。

今お話に出された企画展というのが、恐らく高鍋町美術協会展のことであろうと思います。こちらにつきましては、1月27日から2月3日までを展示期間とさせていただいたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。ということは、クラスターが2月2日に県が認識したときには閉館はしなかったということよろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） はい。そのとおりです。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。町民の方は非常に不安の声が結構来たんですね。私、常識の範囲内で言いますか、普通は公共施設ですから即閉館というのが考え方としてあるので

はないかと。やっぱりリスク、やっぱり開ければ不特定多数の方が町内外から来るということですよ。閉めれば来れませんからですね。

だから、あえて不特定多数、どうも町民の方からの声からすると、やっぱりお知り合いの方の展覧会でしたので鑑賞に来たいということで、町民の方が土日に美術館に行ったら駐車場が満杯でしたと、だから避けましたと、月曜日は休館日ですから火曜日に行きましたと、そういう状況なんですね。私の感覚としても、即やっぱり閉館にすることのほうが僕は、そういう決断が僕は大事ではなかったかなと思いますけど、そこ辺はどうでしょうかね。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） お答えいたします。

今議員のおっしゃった御心配はもっともなことでありまして、今般このような状況の中で重要なのは、実際の感染予防も含めてですけども正しい情報の提供であるとか、それから社会経済活動の両立というののどこにおいて、先ほど申し上げましたけども正しく恐れるという言葉が当初出ておりましたけども、そのとき一番重要なのは私どもはガイドラインだと考えております。

ガイドラインに沿った対応が十分できているかどうか、そしてそのためには高鍋町では町民の皆様がガイドラインの説明を申し上げなければならないところでありますが、今回の開館におきましては、ひとつはガイドラインに沿った形でありまして、議員の申し上げられるような御心配はもっともでありますけれども、ガイドラインから外れた形ではなっていないと。

それからもうひとつ、クラスターの状況につきましても、これは福祉課と緊密な連携取りながら情報捉えておって、さらに言いますと7月段階で本町はもう既に1回目を経験しております。

その中で、例えば学校におきましてはいわゆる三密を避ける状況は十分できてるということで、濃厚接触者が出ないというふうな状況があるということもありまして、限定された中での情報も我々も把握をしておきました。そこですけども、一番大事なのはガイドラインに沿って守られてるかかどうかといったときに、十分できるんじゃないかということの判断でございました。

町民の皆様の不安については、我々はそこは説明はこれからもしていきたいと思っておりますけども、その部分が、8月も議員の皆様が説明申し上げましたけども、それがどれだけ皆さんがガイドラインについて我々の説明とか、それから共有化されるかが非常に重要であると。

先ほど申し上げましたけども、屋内の大会についてはもうこれはかなり早い段階で閉めてるわけですね、そして美術館についてもホールについてはもう閉めてるわけですね。それから、交流があるような部分の講座とかも全部閉めていて、そしてその上での開催でありますので、そこを御理解いただくとありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。あんまり時間がないので議論する時間はないのですが、正しく恐れるという教育長の言葉としてはわかりますけど、リスクは高いと思います私は、私が思うにはですね。

言葉としては理解しますよ、正しく恐れるちゅうことは。しかし、感染者がもし出たらアウトだと思います。結果的に出なかったのオーケーでしょうけど、だからやっぱり私としては、感覚としては町民の方々がそういうふうにクラスターが出ている狭い高鍋町内で、1回もう去年もクラスターも出てるそういう状況の中で、即決断するということは今後私は大事なことではないかと思っております。これは今後、何かおっしゃりたいことはがあれば、ありますか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 議員の御指摘ごもっともですし、やはり不安に対しては応えなくては、まいりませんけれども、正しく恐れるというのは私どもとしてはそこはガイドラインだと思うんですね。

県が定めたガイドライン、国が定めたガイドラインで行わなければ、結局実現できないところもあるわけでありますので、私どもについては例えばそこについてはやはりガイドラインの遵守というもの、それは常に国に沿って町独自で、町実態に沿って、それはもう町長に常に、執行部の責任者である町長に諮りながらやっておりますので、そこで我々としてはガイドラインの遵守に従った行動をしなければ、ある意味では町民の皆様への正常な住民サービスができなくなるのではないかということもあると思っております。そのことについての御理解はいただきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。今後また議論していきたいと思しますので、この件についてはですね。

次にいきます。感染拡大の蔓延防止対策の考えはということで、県独自の緊急事態宣言は2月7日に終了しました。感染拡大緊急警報レベル3に移行し、3月8日には特別警報レベル2に引き下がりましたが、依然として感染の火種は残っており、予防対策のワクチン接種もまだ実施の段階に至ることができない現在の生活の中で、これから進学や転勤など県外往来も含め人の動きが活発化する時期を迎え、気を緩めると感染の再拡大につながりかねないと思いますが、このことにつきまして町長、教育長は感染拡大の蔓延防止対策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。新型コロナウイルス感染症に対して、これまでに得られた科学的知見から、一人一人が最新の知識を身に着けて正しく、正しくは教育長がおっしゃったとおりで、正しさというのはその状況によって判断が少し違ってくるとい意味での

正しくであります。正しく対策を行っていただくことが最も重要と考えます。町といたしましては、感染症対策についての情報を広報たかなべやホームページなどを活用し、町民の皆様へ引き続きお伝えしてまいります。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。お答えいたしますけれども、まず学校教育につきましては文部科学省は早い段階から、なるべく子どもたちの学びを保障するというのをずっとメッセージとして出しておりますし、それを私どももなるべく保障したいということで行っております。

それで、具体的な感染予防も非常に重要ですので、学校や家庭、保健所と連携しながら今やっているわけですが、基本的には学校における衛生管理マニュアルという文科省の出した対策、徹底しております。

これはもう先ほど申しましたように、これまでのいろんな経緯の中で学校のいろんな感染予防対策というのはかなり効果が出てると思いますし、この背景には御家庭での協力というのは非常に重要であって、それも本当に町民の皆様は協力していただいております。子どもたちも本当によく努力しております。これを今後も継続していきたいと思っております。

社会教育について今、先ほどいろいろありましたけれども現在の取組を図る一方で感染状況が今後変化したり、それから国の疫学的対応がまた変わって変更していくと思うんですけども、そこに十分情報収集しながら、そして何よりも国とか県の動きとかを含めながら、そして周りの県内の施設とかの対応状況を参考にしながら、実態に応じた対応をしていきたいと思っております。

感染予防に努めながら、町民の皆様の体育・文化活動ができるだけ保障できるように、そういうふうな努力をさらに続けてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それで、町長、教育長に蔓延防止対策の決意を、対策を述べていただきましたけど、おかげさまで宮崎県内2週間、15日間ですかね、感染者が出てないという県民の努力、町民の努力の結果だろうと思いますけれども、首都圏の1都3県がどうも報道によりますと21日に解除されるみたいですし、また全国変異株ですかね、変異ウイルスがまた懸念されております。そういう意味では、今後しっかりとそれぞれのトップの立場でしっかり見きわめていただきたいと思います。

それでは次に、②の新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、先ほ町長からワクチン接種についての町長の考えは述べていただきましたので、(2)の担当部署の設置についてお尋ねします。

新型コロナウイルスワクチン接種は市町村が実務を担い、国は県や市町村対して全庁的な対応や準備に必要な人員の確保を求めており、いち早く県は1月15日付でプロジェク

トチームを設置し、宮崎・都城市は1月20日には国が勧める新型コロナウイルスのワクチン接種に向けた担当部署の設置をしております。

県内その他の自治体も次々と、接種推進本部、接種対策室、接種推進室、接種推進係、接種準備室などを設置しておりますけれども、当町におきましてのワクチン接種担当部署の設置についての考えを副町長にお尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（島埜内 遵君） 副町長。各市町村いろんな方法で取り組んでいかれると思えますけれども、本町におきましては既存部署の増員、それからコールセンターで対応したいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。担当部てことは健康保険課ということによろしいですか。

それでは、もうそういうワクチン接種というタイトルは、今後健康保険課にもそういうタイトルの係とか窓口とかそういうのはつくる考えはないということでもいいですか。確認。健康保険課があくまでも、ワクチン接種についてはもう健康保険課オールでいくということの確認によろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（島埜内 遵君） 副町長。そうでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それでは、ワクチン接種の概要及びスケジュールについてお尋ねします。

アメリカファイザー製の新型コロナウイルスワクチン接種をめぐり、国は円滑な接種を進めるための体制構築に全力を上げる考えを示し、多くの国民が一日も早く感染拡大防止の決め手になるワクチン接種ができる環境をつくっていくのが自治体の責任だと強調し、また国民の判断で接種してもらえるように情報を公開し、何としても感染を収束に向かわせたいと全力で取り組んでいきたいと訴えています。

高鍋町のワクチン接種の概要及びスケジュールにつきましては、現段階ではどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。ワクチン接種の現段階の接種体制につきまして御説明いたします。

接種体制につきましては、町内の医療機関と調整中でございますが、3か所の集団接種会場と町内の医療機関、それから診療所での個別接種を組み合わせた接種を行いたいと考えてます。

次、スケジュールについてでございますけど、65歳以上の高齢者の方への接種券を個人宛に3月末、または4月の初めに発送予定としております。接種券には、接種券のほか2回分の予診票、それから案内のチラシ、それからファイザーワクチンに関する説明書等

を同封して送付いたします。

高齢者向け優先接種用のワクチンを4月26日の週に1箱配送される予定でございますので、本町といたしましては5月の初旬から接種開始を予定をしています。

それに先立ちまして、ファイザー社のワクチンを保管するためのディープフリーザーですけど、超低温冷凍庫は3月8日に配送されておりまして、現在健康づくりセンターのほうに配置したという状態でございます。

現段階では以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。すいません。再度確認させていただきますけど、集団接種3か所、個別接種3か所という、集団接種3か所とおっしゃったのですかね。集団接種3か所。個別接種は言ってない、まだ答弁されてませんか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。集団接種の会場は3か所ということで申し上げます。個別接種は、まだ医療機関の数が確定してませんので、現段階ではちょっと個数は申し上げることはできません。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） はい。ありがとうございます。それでは、まだ現在進行形ということでございますので、（4）ですね、医師会との協議ということと個別接種の考えはということで、高齢者や慢性疾患の治療中の方で不安を持っている人たちの安心感につながると思われる身近なかかりつけ医など、医療機関を通じた個別接種について医師会との協議が必要と思いますが、協議結果、人材確保などについて、及び個別接種はワクチン保存の設備等も含め可能になったのかお尋ねいたします。

今、医師会の協議が継続中ということですが、また今後医師会との協議は続くということでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。医師会との協議についてでございますけど、ワクチン接種は町ごとに体制を構築することになっております。

それで、医師会は児湯医師会になりますので、医師会につきましては町内の医師、医療機関と協議を重ねているところでございます。2月18日にその町内の医療機関の医師等にお集まりいただきまして、説明会を開催いたしました。その中で、協力体制についての意向調査を行い、体制の構築に向けて準備をすすめているところでございます。

先ほどの個別接種は、また個数は決まってないということですが、アンケートの調査等におきましては9、現段階です9医療機関から協力をいただけるというふうに町としては感じております。

ワクチン接種につきましては、先ほど申しましたように健康づくりセンターで保管いたしまして、その個別接種を行っていただく医療機関には健康づくりセンターから配送する

計画をとっています。

それから、また今後も町内の医療機関との協議は重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 9つの医療機関ということですか。9ちゅうのは9つの医療機関、9つですね。9医療機関の町内の医療機関の方が協力していただくということで、大体確認はされてるということでしょうか個別接種。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。先ほど申しました、現段階では9つの医療機関ということで御理解ください。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 現段階ちゅうことはハードルが高いんですか。もうオーケーが取れそうな感じ、感触はいかがでしょうか感触は。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。申し訳ございません。個別接種の医療機関を9つということで御理解ください。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） では、9つの医療機関で個別接種できるというふうに受け止めてよろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。9つの医療機関につきましてはかかりつけ医の医療機関ということで、9つの医療機関でかかりつけの方についてはそこで接種をするということで、それ以外の方につきましては、集団接種のほうで接種をするというのが現段階の考えでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） その9つの医療機関、かかりつけ医の線引きなんですけど、9つの医療機関は公表されるわけでしょ。かかりつけ医でない方は受けられない、先生の判断ですか、どちらですか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。かかりつけ医のいらっしゃらない方につきましては、集団接種会場で接種ということになります。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 私の質問は、9つの医療機関が個別接種をしていただくのに、その9つの医療機関にかかってない方がそこで受けたいという場合はどうでしょうかという質問なんです。分かりますか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。今の御質問に対しましては、その医療機関によって御判断、御相談いただくものと考えます。基本的には、かかりつけ医を持ってらっしゃらない方につきましては、集団接種会場での接種というに考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） かかりつけ医の方の医療機関が個別接種ができない場合に、集団接種に行かざるを得ない状況がどうなのかどうか分かりませんが、ちょっと時間がないので次にいきたいと思います。

それでは、予約システムの導入の考え方についてお尋ねします。電話やホームページなどを含めて、複数の予約ルートを確認することで利便性を高め簡単に予約ができると、住民が若年層を中心に幅広い年代で使われ、接種推進と職員の負担軽減につながるとは思います。新型コロナウイルスワクチン接種の予約システム導入の考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。予約管理システムの導入についてでございますけど、町民の皆様の利便性を図るために、ホームページから予約管理システムへリンクすることによって予約できるような体制を構築してまいります。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） はい、ありがとうございました。それでは、大きな2番に入らせていただきます。

町長の施政方針についてお尋ねしたいと思います。町長の施政方針につきましては、初日に町長からしっかり方針について述べていただきましたので、たくさんありましたけど私はちょっとそこから抜粋してお尋ねさせていただきます。

町長は施政方針の中で、誰もが住みたいと思う、豊かで美しい城下町の再生を目指すことが、高鍋町の未来に向けた揺るぎないビジョンであると考えていると述べられました。そのための達成すべき目標を立案されましたが、その中の6つのことについてお尋ねいたします。

まず、①自治体電力の検討についてですが、これは昨年3月の第1回定例会で春成議員の一般質問に町長は、再生可能エネルギー自治体発電について2012年にFIT、再生エネルギー固定価格買取制度が導入され、2016年に電力小売全自由化が始まり、新電力関連ビジネスが生まれてきたことが売電事業がキーワードになってきている背景となっている。

これらの事業は、災害時の発電、地域での新たな雇用、地域経済の活発化、自治体の財源確保につながるものです。自治体が小売電気事業者、自治体新電力となり、地域内の再生可能エネルギーを有効活用し、公共施設、地元企業、住民に電力供給することで、地産地消による地域内の経済循環を図り、同時に低炭素社会の実現と共存性を目指すという取組が動き始めている状況において、高鍋町あるいは児湯管内と広域連携との可能性を模

索していると答弁されました。

町長のこの自治体電力の考え方についての認識の確認と、これからのスケジュールをどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今議員のおっしゃったとおり、自治体電力の考え方につきましては昨年3月キーワードとして取り上げして、今議員のおっしゃったような説明をさせていただきます。

日本は、2016年電力の自由化が国の方針として起こったわけです。

現在の取組状況としましては、他の自治体の事例等を参考ですが、これはよくドイツのシュタットベルケ、日本語に直すと町の事業という意味ですけども、ドイツでは電気、ガス、水道、交通など公共インフラを整備運営する自治体所有の公共企業というのが多くあります。ドイツ国内に900。この900の事業体は、大手電力会社と二分するぐらいの力を持っている状況が生まれております。高鍋町でいえば上下水道課、町が所有しています。あるいは廃棄物処理、衛生公社も第三セクターのような形でやっておりますけども、そのような状況が一般的に行われているというふうに考えてください。現在の他の自治体との比較して、事業の可能性について検討を今後していきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃったように、3つポイントを挙げるとすれば、経済の地域内の循環、これも成長・拡大のない人口減少の中でどう財源を増やすか、ある意味では稼ぐ自治体になる上では、電力を自治体が売っていくと。それから、雇用の創出にもつながりますし、時代、もうちょっといくと、自然再生エネルギーを中心に使いたいんだというような人たちにも対応できるような仕組みができてくるものと考えております。

幾つかのシミュレーションをして、可能かどうかをはっきりさせていただき、今、シミュレーションを取り組んでくれる業者もございます。私としては、来年の4月までには、いち早く自治体電力を高鍋町は取り組みたいというふうに考えているところです。ただ、シミュレーションで、もしマイナスの答えが出るとするとまだ検討が必要ですが、取り組むべき事業だというふうに私は考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次に②、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備、広報の推進についてお尋ねします。

九州観光推進機構では、韓国をはじめ、国内外からの観光客の誘客促進のため、九州各県の魅力的なトレッキングコースを九州オルレとして認定し、国内外にアピールしています。

2020年1月15日に、木城町比木神社から高鍋町の鳴野浜を結ぶ九州オルレ「宮崎・小丸川コース」が認定されました。オルレは、自然を身近に感じ、自分のペースでゆっくり歩きながら楽しむことができるものです。宮崎・小丸川コースは、約1,300年

前から伝わる百済王族伝説にちなんだコースです。

この九州オルレ「宮崎・小丸川コース」を今後どのように整備、広報、情報発信されるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 九州オルレ「宮崎・小丸川コース」は、自然の五感を感じながら自分のペースでゆっくりとトレッキングを楽しめるものとなっており、現在もいろいろと人が訪ねてきておられる、オルレマニアといえますか、そういう方が多く、海外の方も少しお見えになっているというも聞いております。

大きな整備は必要ありません。逆に、舗装されているとかコンクリートを使っているとかということがない、自然のままというのが求められております。定期的なコースの維持管理を行っているところでございますが、広報につきましては、九州オルレフェアへの参加など、九州オルレ認定地域協議会ほか、関係自治体等とも連携を図りながら、効果的な広報を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 高鍋高校のボート部が、今年2月発行の高鍋議会だよりで紹介されました。創部9年目で、県内にはほかに妻高校があります。練習場所は新富町富田浜で行っており、ボート部の生徒たちは、先輩の時代から、高鍋高校横を流れる地元の小丸川でいつか練習ができればと念願を達成できる日が来ることを心から願いながら、毎日、新富町まで自転車で往復しています。

小丸川は国土交通省の管轄ですので、高校生の願いをかなえるためには、官民一体となつての要請行動が必要です。九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の高鍋大師、花守山から小丸川を眺める風景の中に、地元の高校生がこぐボートの姿が移り変わる季節の中で、すがすがしく映り、自然を身近に感じ、ゆっくり歩く人たちに元気な感動を与えてくれるのではないかと思います。ぜひとも、実現に向けての町長の決意をお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今、議員のおっしゃったとおりであります。小丸川にボートが浮かび、青年たちが練習をしている、大変美しい姿がイメージできるわけでございます。

今までもいろいろとそういう問合せ等あるいは実行したいということがありましたけども、最近いろんな方の御協力があるというふうに認識しているところであり、必ず実行したいと思います。高校生は、今、新富まで自転車で通っているんですね。なぜ小丸川があるのにそういうことをしているかということは、やはり協力をして、小丸川にボート部というのを実行したいというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 次に③、高鍋城址舞鶴公園の整備促進についてお尋ねします。

これは、昨年3月の第1回定例会で、黒木博行議員の一般質問に町長は、「舞鶴公園の整備促進については、高鍋町公園施設長寿命化計画に基づき、来年度以降、社会資本整備

総合交付金事業を見据えながら実施計画を行い、事業に着手したいと考えている」と答弁されました。

本年度は、高鍋城址舞鶴公園の整備促進を具体的にどのような計画で進めようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 舞鶴公園の整備につきましては、現在、公園長寿命化計画に基づく詳細設計を行っているところであります。国の3次補正を受けて補正予算を組ませていただき、照明や看板の改修を実施することとしておりますが、今後は石垣の改修や眺望所の改修など年次的に進めてまいります。

舞鶴公園は歴史と文教の城下町としてのシンボルであり、生かしていかなければならない重要な地域資源であります。町民に親しまれ、観光の拠点としても人が集える公園として整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 次に、④です。NHK大河ドラマ推進協議会（地域連携活動）の設置推進についてお尋ねいたします。

今現在、NHK大河ドラマは、第60作、日本資本主義の父と称される渋沢栄一の物語「青天を衝け」が放送されており、第61作まで放送が決定しております。小説家の童門冬二先生の著作、「上杉鷹山がもっとも尊敬した兄 小説 秋月鶴山」が令和3年2月9日に出版され一般発売されており、姉妹図書「小説 上杉鷹山」「小説 細井平洲」と合わせて読みたいと反響が期待されています。

その中で、小説に関連する山形県米沢市、愛知県東海市と連携し、NHK大河ドラマの実現に向けて推進協議会の設立を推進したいと述べられましたが、その展開について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） NHK大河ドラマにつきましては、上杉鷹山公や秋月鶴山公を取り上げた大河ドラマの実現に向けて、米沢市の民間組織として立ち上げられるNHK大河ドラマ推進協議会と連携するため、高鍋町の民間組織設立に向けた支援をしてまいりたいと考えております。議員のおっしゃったように、細井平洲の東海市とも連携したいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 次に、⑤、スマートウエルネスシティ（健幸都市）づくりの推進についてお尋ねします。

高齢化、人口減少が急速に進む中、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するためにも、健幸、健康と幸せ、身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心、安全で豊か、幸せな生活を送れることづくりの支援が求められていますが、健幸社会の実現に向けてどのようなプランニングをしているのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） スマートウェルネスシティにつきましては、第6次高鍋町総合計画後期基本計画において重点プロジェクトとして位置づけ、各分野を横断する特に重要な施策として、今後、具体的な事業を展開していく予定でございます。

エビデンス、科学的根拠に基づき、健康で幸せに生きるまちづくりを实践する取組である、とりあえず歩くことを基本として、そこに住んでいるだけで自然に健康になれる町を目指すものです。

具体的には、令和3年度から、健幸ポイント制度及び健幸アンバサダー制度を導入したいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 最後に⑥、業務のデジタル化、スマート行政の推進についてお尋ねします。

今般の新型コロナウイルスへの対応において、国、地方公共団体や社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う非効率さ、煩雑な手続や給付の遅れなどの課題が明らかとなり、国は令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足し、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指すデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要が示されました。

町長は、当町の業務のデジタル化、スマート行政の推進をどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

行政業務のデジタル化の進め方についてでございますが、都市のスマート化というのは、住民の生活の充実が最重要項目であります。小規模な都市あるいは大規模な都市ではニーズが異なります。過疎化への対応なのかあるいは過密都市をどう管理していくのか、情報技術で混雑をどう軽減してあるいは適切な町にするかなど、都市の規模でメインコンセプト、方向性は違ってきます。町の個性を生かし、地域の特色に合った多様な企業の参加あるいは官民連携を図りながら、自分たちの町に何が必要かを考える必要がございます。

例えば、歴史や風土を生かしながら自然との調和を考えて、エコロジーを中心としたスマートシティを目指すという方法もありますし、デジタル化の流れ、IoTあるいはAIの導入が今後進んでいくこととなります。これはもう間違いない、進歩が急激に進みます。スマートシティは目的でなく手段であり、どのような町を目指すのか、自治体や事業者は市民目線のデザイン力が求められます。

先進的な自治体の対応を見ると、地道な業務改革の蓄積がICT分野においても自律的に検討していく職員を多数生み出しており、そうした組織文化、風土づくりが重要であると認識しております。

このようなことから、高鍋町の職員有志による自主研究グループをつくりたいと考えております。NTTから専門の講師をお招きし、年に3回から4回の勉強会を開いていただくことで、そこから提言等を出していただき、スマート行政の推進にまずは取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） ありがとうございます。住民の要望は様々で、いろいろな手続をもっとスマートにできる簡単なシステムを導入し、窓口で待たせない、書かせない、迷わせないなどの、申請から決済、交付までオンラインで便利にできる住民サービスは、その自治体のアイデア次第です。早急に活用できるシステム導入の構築を要望いたします。

最後に、先人たちは危機のたびに、よりたくましく立ち上がり、勇気を振り絞ってきました。私たちも、この精神を受け継いで、学び研鑽したことを次の世代に伝えていかなければならない使命があるのではないかと考えます。町民の理解と支援の下に、さらに町のトップリーダーとして、町民一人一人の声を大切に、知恵を出し合い、みんなで喜び分かち合える強い絆のまちづくりを目指して、2期目に向かってスタートされた今後の町長の大きな決断と実行力に期待しておりますことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、青木善明議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

午前11時01分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、11番、中村末子議員の質問を許します。

○11番（中村 末子君） こんにちは。日本共産党の中村末子が、町長の施政方針など含め、4項目での質問を行います。

まず、認知症については、介護する方がいろんな対応をしながら頑張っておられます。敬意を表したいと思います。

そこで、自治体として、これからどのような対応や対策などを行っていかれるのかお伺いします。

アメリカのドクターであるデール・ブレデセン氏は、リコード法という食事などによる脳のスポンジ体への働きかけを行う方法を現在治験されています。まず、自治体として、リコード法の見地は持っておられるのか、お伺いします。

その上で、認知症及びアルツハイマーと診断された方への家族支援策はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

発症年齢についての調査はどこでどのように行われているのでしょうか。よろしくお願

いします。

高鍋では、黒木宗俊内科医院を運営されている医師が、自分の分野とは違う認知症について深く検証されながら、他の医師とも連携して認知症対策を研究されているとのことでした。薬の問題などにも言及されているとのことでした。

リコード法というのは、私も偶然に知ることがあり、栄養学の点から見ていくものだと知りました。日本にも来られたことがあり、実践をしている方というより、家族もあるようでございます。

現状において、家族支援策について、どのようなものがあるのでしょうか。

また、学校教育分野で認知症に対する教育も行われているようですが、実態はどのようなか。

次に、新型コロナウイルス感染症について。

いよいよワクチン接種が始まるようですが、担当課としての準備は万端だとは思いますが、その前に確認しておきたいことが何点かございます。

高鍋では2回のクラスターを経験しています。その理由は、感染経路が不明であり、熱などが出て初めてコロナではないかと疑問視して、周りの誰かが陽性とならない限り濃厚接触者とならないため、PCR検査を受けることはできません。それでも、幾つかの病院では、外で予診を行い、熱がある場合などはPCR検査へと移る仕組みをつくられているようです。PCR検査、抗体検査については、どのようにお考えでしょうか。

けさのニュースでありましたけれども、EUではワクチン接種、PCR検査、抗体検査を行った人はバーコードなどで認証できるシステムを構築し、EU間の行動が容易となることがワールドニュースでございました。

ワクチン接種に関しての予算から見て、ほとんどがコールセンターへの支出となっておりますが、これはどのようなことなのでしょう。

新型コロナに関して、飲食業への支援はありますが、そこに納入されている酒屋さんなどは個人売上げでは賄い切れないと悲鳴を上げておられます。納入業者への支援策はできないのか、お伺いします。

また、教職員は、4月の異動時期になりますが、県内は統一しての対策は取られているとは思いますが、県教育委員会の方針及び対策は統一されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

学校運営に関しては、高鍋町独自での取組があるのか、お伺いします。

新富町などでは、給食費無料化などの政策を打ち出しておられ、保護者から、高鍋はどうなるのかとの御意見が出されています。

次に、残念なことですが、昨年12月20日に健康づくりセンター内のプール更衣室での事故と聞き及んでおりますが、1名の方がお亡くなりになりました。

死亡原因は溺水との報告でしたが、溺水と溺死の違いは何でしょうか。

また、事故発生までの経緯、発生後はどのように対応されているのか、お伺いします。

管理状況をお伺いします。

現在はコロナ禍にあり、当然、体温測定、消毒、また御利用者の氏名、連絡先などを記載することはコロナ禍でなくても当然しているとは思いますが、プールを利用されている方がいらっしゃる場合、監視状況はどのようにしていたのか。監視カメラは録画機能がなかったとのことですが、改善されたのか、お伺いします。

再発防止策として、今後どのような改善を行うのか。

委託先のイーストリバーとの話し合いはどうなっているのか。契約内容の変更はどのようにするのか、お伺いします。

次に、施政方針について行います。

S G D s 達成のための政策はどのようにお持ちでしょうか。

達成すべき10項目は、どうすれば達成できるのでしょうか。既に実施されている項目は除いて、説明していただきたいし、そのための資金はどのように調達されるのか、お伺いします。

それらを短期、中期、長期での計画をされているのか。そのための財政計画はあるのか、お伺いします。

どこかの選挙で1人10万円支給しますと公約、しかし公約はあっけなく頓挫、財政状況も把握できない出馬であったと考えます。しかし、公約したことは守るべきであると私は考えますが、どうでしょうか。

以上、登壇しての質問は終了し、あとは発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、認知症の政策についてでございますが、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症があってもなくても、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の普及に今後も取り組んでまいります。

また、必要に応じて、医療や介護のサービスが適切に提供される体制を整備するため、相談、支援、連携体制の強化に取り組んでまいります。

次に、リコード法の見地につきましては、持っておりません。

また、認知症及びアルツハイマーと診断された方の家族支援策についてでございますが、認知症の方が行方不明になった場合に早期発見するための認知症高齢者見守り事業、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守るサポーターを養成する認知症サポーター養成事業、認知症の早期診断・対応のための認知症初期集中支援推進事業、認知症介護者のつどいの活動支援や家族等の相談支援を行う認知症地域支援・ケア向上事業を行っております。

次に、発症年齢についての調査につきましては、厚生労働省ほか多くの団体で調査が行われております。現状における家族支援策につきましては、町で作成した認知症ケアパスなどを使い、介護サービスや認知症に対しての説明を行い、不安解消に努めております。

次に、PCR検査についてでございますが、保健所の疫学調査により濃厚接触者となった場合のほか、発熱等で医療機関を受診され、医師の判断によりPCR検査を実施される場合もあります。いずれにしても、町の判断で検査を実施するものではございません。

抗体検査につきましては、厚生労働省が抗体保有状況の把握のために抗体検査を実施しておりますが、町として検査を実施する予定はございません。

次に、コールセンター業務等委託についてでございますが、コールセンター業務のほか、接種券の作成・出力、予診票や案内チラシ等の作成・印刷、封緘作業、予約管理システムの構築、管理に関する費用等が含まれております。

次に、納入業者等への支援策についてでございますが、宮崎県独自の緊急事態宣言に伴う飲食店への時間短縮要請によって影響を受けた中小企業者に対し、県から支給される宮崎県飲食関連事業者等支援金の申請受付が3月15日から開始されたところでございます。

また、今回の緊急事態宣言の影響を受けた事業者が様々な業種に及ぶため、本議会において、町独自の追加支援を含む補正予算を上程させていただき、先日、議決を頂いたところでございます。

次に、給食費無償化についてでございますが、学校給食につきましては、学校給食法に基づき、施設や運営等に係る経費については設置者、すなわち町が負担し、それ以外の経費、すなわち食材に係る分について各保護者に御負担願っております。ただし、学校給食費が納入できないことを理由に給食の提供が受けられないような状況が生じることがないように、学校給食費の納入困難な御家庭につきましては就学援助等の措置による支援を行っており、現在のところ、滞納もなく、給食に関するセーフティネットは機能していると捉えています。

今般のコロナウイルスに伴う経済的困窮への対応においても、学校と連携を図りながら広く支援を行う努力をさせていただいているところでございます。限られた財源の中、よりよい公益性を担保する上で、自助・公助の兼ね合いは検討し続けねばならない課題であり、教育分野においても同様であると認識しております。

先般の施政方針において述べさせていただきましたように、特別支援教育をはじめ、本町の子どもたちにとってよりよい知育や体育を保障するとともに、保護者の皆様への支援もさせていただけるよう、これまで手厚い人材配置と事業の工夫を積み重ねてまいっており、少しずつその成果も現れてきていると捉えているところであります。よりよい教育をさらに引き続き提供させていただくためにも、給食費に関しましては現在の対応を継続させていただきたいと考えております。

なお、無償化につきましては、本町の児童生徒が経済的理由によって病院で診療が受けられない状況が生じることのないように、既に医療費において実施させていただいております。医療費と違い、給食につきましては、教育委員会と学校の連携によって状況の把握と対応が可能であると考えております。

今後とも、限られた財源の中で、町民の皆様にとってよりよい子育て支援ができますよ

う、工夫と努力を重ねていく所存でございます。

次に、健康づくりセンター施設内で発生しました事案についてでございますが、まずはお亡くなりになりました故人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対しまして心よりのお悔やみを申し上げます。

まず、御質問の溺水と溺死の違いにつきましては、日本救急医学会の医学用語解説集によれば、浸水あるいは浸漬により窒息を来した状態を溺水といい、溺水により死亡したものを溺死というとしております。

次に、事故発生までの経緯、発生後の対応についてでございますが、日時は昨年12月20日の日曜日の午前、利用者は町外在住の方でございますが、プールを利用するために来館され、プールを利用後に更衣室に移動されて、同じく更衣室で着替え中に倒れられたと見られ、ほかの利用者が発見し、プール運営員に報告があり、運営員がその場で救命措置等を施すとともに、東児湯消防組合に連絡し救急車を手配し、救急隊により病院に搬送していただきました。しかしながら、その当日、搬送先の病院においてお亡くなりになったとの報告を受けたところでございます。

当日のプールの管理状況につきましては、業務を委託している業者の従業員4名で受付業務、監視業務、施設管理業務を行っております。また、監視状況につきましては、プールサイドに常時2名、事務室内にモニター監視が1名の状況であります。

監視モニターは録画機能がございませんでしたので、この件を踏まえ、現在、録画機器を設置し、最低1週間の記録を保管するように改善したところでございます。

なお、プールを管理運営している以上、利用者がプールを使用中に多少なりとも水を飲んでしまうというような事案は今後も起こり得るリスクの一つであると認識しております。常に十分な監視を行い、万が一溺れている利用者がいたら、すぐに発見、救助し、的確な救急処置を施すことが管理者に課された責務であると考えています。

委託先は、現在も的確・適正な監視体制、救急体制をもって運営していただいておりますので、特に契約内容の変更等は考えておりません。

また、今後、万が一今回のような事案が発生した場合に備えて、先ほども申し上げましたが、監視モニターの記録機器を設置したところであります。

次に、SGDsについてでございますが、第6次高鍋町総合計画においては、目標とする将来像を「歴史と文教の城下町たかなべ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～」と設定し、39の基本施策に分類した取組を行うこととしております。これらの取組の方向性は、国際社会全体の開発目標であるSGDsの目指す17のゴールと同様であることから、基本施策とSGDs各ゴールとの関係性を整理し、関連づけて推進することにより、SGDs各ゴールの達成を目指してまいります。

また、目標達成のためには、目標をより明確にし、短期、中期、長期的に達成できること、あるいはできないこと、あるいはやるべきでないこと、それぞれの課題や取組等を検討し、あらゆる手段や優先順位を熟慮し、戦略を立て的確・確実に達成していきたいと考

えています。

目標達成に必要な資金、財源、それは選択と集中、優先順位、公民連携、民間活力の活用等によりの確・適切に対応していきたいと考えております。初めに資金、財源ありきではありません。資金がないからやれない、できないという言い訳あるいはマイナス思考は許されることではありません。初めに創意工夫ありきであり、戦略ありきです。できるだけ資金、財源を使わずに目標達成することが大事であり、民間活力の導入や公民連携事業の推進は私が進めるまちづくりの基本的な考え方であり、これからの成長・拡大のない人口減少、定常型社会でのサステイナブル、持続可能なこれからの時代のまちづくりをしていく上では極めて重要な考え方、戦略であると考えております。

次に、短期、中期、長期での計画等についてでございますが、私は常に、将来に向けて、未来の子どもたちのために堅実な財政基盤を堅持していくことを基本に考え、短期、中期、長期に計画、目標達成の戦略を立て、日々の戦術を落とし込んでいく作業、時代時流の変化に適応させながら立案し、目標の達成に邁進していく所存です。

本町の令和元年度における公債費、扶助費、人件費といった経常収支比率は94.1%で、自由裁量的な財源はわずかです。しかも、老朽化した公共施設の維持管理等、継続的に取り組んでいかねばならない事業、先送りにできない事業はめじろ押しであり、数多く、今、あるわけです。

そのような状況の下において新たな取組を進めるためには、選択と集中の視点に立ち、事業の優先順位を明確にするとともに、効果のないあるいは低い事業あるいは時代時流に合わなくなった事業は速やかな廃止、これが極めて重要であると、また求められていると考えます。私は、自由裁量的な予算が乏しい中で、公民連携、民間活力の導入を積極的に推し進め、その費用対効果を検証しながら、短期、中期、そして長期の展望を図り、本町の発展を実現させていくことが重要であると考えています。

また、特に気をつけねばいけないことと私は最近とみに思うことではございますが、財政上有利だと考え補助金を目当てにするあるいは補助金があるから取り組むという発想での事業は、注意しなければいけないと考えております。もちろん、防災、社会インフラの整備、また農業関連の補助金の獲得、国の支援は重要ですが、先の展望も見据えないままに安易に補助金に飛びついた事業は、結果、効果を出していないあるいは継続していないことに気づきます。

私たちに必要なのは結果であり、効果であり、資金を継続的に生み出す取組、仕組み、走り続けるエンジン、起動力です。公共の利益に資するものを除き、利益を生まないあるいは出せない、税金を使う、効果を生まない事業はやるべきではないと考えます。補助金がついただけで仕事が終わったあるいは制度をつくっただけで、基金を立ち上げただけで、協議会を立ち上げただけで目的を達成したと考える人が多いことに私は驚きます。予算獲得は最終目的と勘違いし、事業の成果の検証が不足しているように見受けることがあります。企業経営あるいは民間ではあり得ないことです。大事なことは、何を成し遂げたかと

いう結果が全てです。私は費用対効果、あらゆる創意工夫の後の結果で判断しなければならないと考えます。

初めに予算ありきではないのです。予算がなくても戦略を立て、目標を達成できる可能性を見だし、結果、効果を生み出すことです。私は、できるだけ資金、財源、予算を使わずに、人、モノ、民間資金、情報を活用して目標を達成することが重要だと考えます。これが経営です。私はこの4年間、それを実践してまいりました。

公約、達成すべき目標は、時代の変化に適応させながら短期、中期、長期に戦略を立て、必ず達成していかなければならないと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） お答えいたします。

まず、小中学校における認知症に関する教育についてでございますが、小中学校では、総合的な学習の時間の中に認知症サポーター養成講座を取り入れております。地域包括支援センターの職員の方、認知症介護家族の会の方などから認知症についての講義を受け、認知症サポーターとしての心構えなどを学んでおります。昨年度は、東小学校が6年生99名、西小学校が5年生80名、東中学校は3年生115名、西中学校は3年生74名が認知症サポーターに認定されております。

今年度はコロナ禍のために、残念ながら講師による講義はできませんでしたが、DVDを使用するなどして認知症についての学習は継続しております。

若干余談めきますけれども、昨年10月に、1人で外出されて御帰宅できなくなられた高齢者の方がいらっしゃったところ、西中の生徒4名が発見・保護し、安全確保に貢献してくれたという事例もございまして、このような事例も認知症サポーター養成講座の効果の一つではないかと認識しているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますけれども、先ほどから申しましたが、基本的に文部科学省の示すガイドラインに基づきながら、県立学校における対応、それも参考にし、そして状況によっては近隣の教育委員会とも情報交換しながら、具体的な学校への指示とか、そういうような対応をしております。

異動してくる職員につきましても、基本的な対応の共通理解は得られているということで、大きな混乱はないと考えております。現実的な、ただ具体的な内容の確認は必要だと思っておりますけれども、例えば本町の場合ですと、本町の学校の休業に関するガイドラインは現在までに2度の改訂を行っております、状況の変化に応じて。ですから、重要なのは、状況等の変化を踏まえてより適切な対応を実施することであると考えていますので、これまでいろいろ協力いただきながら行ってまいりましたが、各学校と教育委員会が密な小まめな連携を図りながら、引き続き感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどの町長答弁で、リコード法についての見地がないという

ことでしたけれども、打合せをした後に、しっかりとリコード法については学んでいただけたと思っております。

現在、ようやくリコード法について治験が始まっているようなのですが、いつぐらいになれば治験の結果が出るとお考えなのか、調べられましたか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） リコード法の治験については、現在、把握できておりません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 日本は古来より、米を主食としております。デール・ブレデセン氏は、米を食べない、野菜中心の食事を提唱されております。これは、日本人に受け入れられるとお考えか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 米を食べずに、野菜中心の食事が日本人に受け入れられるかという御質問ですが、受け入れる、受け入れないは個人の選択じゃないかと考えます。また、野菜中心の食生活が認知症予防、認知症改善につながるかは不明ですが、認知症予防と食事の内容の関係性につきましては、大学や研究機関等で様々な研究が行われていることは承知しております。

厚生労働省が5年ごとに示す日本人の食事摂取基準によりますと、国民の健康の保持・増進、生活習慣病予防のためのエネルギー量や栄養素の摂取量の基準が示されておりまして、この基準に基づき、管理栄養士が健康相談、健康教育を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 日本の米文化にはもう一つあり、例えば麦御飯など、雑穀を混ぜて食べることもございます。このことについて、栄養学の見地から見て、管理栄養士、栄養士をはじめ関わる人たちでしっかりと栄養学の見地から認知症への見聞、アルツハイマーへの見聞を広めていただく政策は展開できないか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 栄養学の見地から認知症への見聞を広める政策についてでございますけど、認知症に効果があるとされる栄養素、食事については様々な研究が進められて、メディア等でも取り上げられております。

町におきましては、出前講座や各地区で行われております百歳体操等におきまして、管理栄養士等による低栄養予防、生活習慣病予防、併せた栄養講話を行っております。

今後も、認知症に限らず、健康に過ごしていただくための栄養講話等は継続してまいりたいと考えています。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、1日の野菜摂取量350グラムについては、住民への周

知及び啓発はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 宮崎県の野菜摂取量は平均で250グラムでございます。目標の350グラムより100グラム少なくなっております。

野菜の摂取につきましては、県はベジ活と題して広報活動等を行っています。

町といたしましては、管理栄養士による出前講座や特定健診後の健康教育、食育事業において、目安の野菜の写真等を用いて視覚に訴えるなどの工夫をしながら、野菜摂取量が増えるように啓発等を行っています。

また、以前ですけど、JA女性部の協力の下、野菜を多く使ったメニューでの料理教室の開催や、灯籠まつりなどのイベントにおきまして、実際の野菜で350グラム分当てるブースを設置するなどの啓発活動も行いました。

今後、やはり様々な機会を捉えまして、野菜摂取に関する普及啓発に努めてまいります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 脳と食事の関係については、治験を待たなければなりませんけれども、それでも生活改善における塩分摂取に対して長野県では早く取り組まれており、その結果は長寿、特に健康で長生きということは、評価というより数字で明らかになっております。高鍋町では、そのような見地を持ち取り入れる気持ちはないでしょうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。生活改善における塩分摂取についてでございますけど、管理栄養士や保健師による出前講座や健康教育の中で、減塩の必要性や減塩してもおいしく食べられるための調理方法の紹介、調理実習などによって減塩等推進しております。また、灯籠まつりなど各種イベントの際に、みそ汁の塩分測定や塩分の多い食品の展示を行ったり、特定保健指導において塩分の多い料理を例示して減塩を推進しております。今後もそのような取組を継続していきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。できれば、長野がどういう取組をしているのか調べられたら報告していただければ大変ありがたかったんですが。

もう一つは、学校での給食において、将来の病気など健康問題とあわせ、給食時間はどうに行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。給食時間を活用した食事と病気の関係などの指導についての御質問でございますけれども、今、新型コロナウイルス感染症対策として学校で全員前を向いて無言で食べなければならないといった制限があるんですけれども、その中でも、校内放送を使って献立の解説や正しい食生活習慣の指導などを行っているところでございます。そのほか、定期的に給食だよりを発行するなどして、食の大切さ

や地産地消の意義などについての啓発も行っております。

今後、現在学校のほうで進めておりますG I G Aスクール関係の整備によりまして校内ネットワーク通信環境のほうも充実されますので、調理場の皆さんとリモートでつないでいろいろなお話を聞くでありますとか、または動画等を活用するといった、そういった新しい形の食育指導者もできるようになるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 食は奥深いと同時に、人間形成の基本であると考えます。食事によってキレない、パニックが起りにくいなどということを研究されている方もあると聞き及んでおります。総合的にこのような考え方を検証できる役場の仕組みはできているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。食事と精神的安定の関連につきましては、栄養素が十分に満たされたバランスの取れた食事が症状を安定させる一つ的手段であると考えられています。このことは、大学や研究機関において日々新しい研究結果が公表されております。町は研究機関ではないため、自ら検証をするといった方策は持っておりませんが、出前講座等での普及啓発の取組のほか、母子健康手帳交付時には妊婦の食事について、それから乳幼児健診時には子どもの成長段階に応じた離乳食や食事について指導や調理方法の助言だけではなくて、試食の機会を設けるなど生涯を通じて望ましい食生活を送っていただけるよう、ライフステージに応じた普及啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えてます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） さっきキレるとかパニックになるということを私申し上げましたけれども、子どもで障がいを持っている子どもの中には、やはり食事がきちんとできていないという子どもも多いとこれは聞いておりますし、データにもございます。だから、私はこの栄養学の件については、健康保険課だけでなく学校教育の問題、そして福祉課との連携をしっかりと取っていきながら、子どもたちがしっかりと学べる、その下地をつくるのは栄養だと、やっぱり食事であるということをししっかりと認識していただくような状況をつくっていただきたいと、これは要望をしておきたいと思っております。

既に、認知症になられた方への対応は、健康保険課等を通してしっかりと支援をなされていると考えますが、任意団体に任せっきりということはないのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。認知症になられた方への支援についてでございますけど、介護認定を受けておられる方を、担当のケアマネジャーを中心に支援計画を作成し、その方に適したサービスを提供、それから利用されます。

また、介護認定を受けていない方につきましては、認知症地域支援推進員を中止にしてその方に応じた支援策を検討し、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業などの利用を促します。

また、事業者の協力をいただきまして、緩やかな見守りを行うあんしん見守りネットワーク事業、それから認知症を正しく理解し応援者となっていただく認知症サポーターの養成のほか、家族や地域の方とともに声かけや見守りを行うことで、認知症になっても安心して生活することができるよう支援をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） できれば今の答弁の中に、その居住地でしっかりと安心して最後を迎えることができると言っていたのであれば、もうこれよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、よろしくお伺いしたいと思います。

いろんな情報を共有し、介護する人もされる人も笑顔ができる社会づくりはSDGsとも相合わせるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでおります。

議員のおっしゃるとおり、全ての人に健康と福祉をとったSDGsの目標と一致するものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） デール・ブレデセン氏の考え方に全て同調できるわけではありませんけれども、日本古来からの玄米食、雑穀と組み合わせた食事、砂糖などを排除するということは、現代の食からして非常に難しい状況だと思います。

将来的に認知症を発症しない可能性が高ければ、検証してみる価値はあると思いますし、学校教育の中で検証できるチャンスもあると思います。衣・食・住は基本ですが、その中でも食を基本に考える生活を検証することで、脳の働きに何らかのいい結果が出れば本当にありがたいと考えます。

全ての方々にこの考え方を押しつける気持ちはございませんが、1つの方法として考えていただくきっかけになればと私は質問を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症についてお伺いしたいと思います。

インフルエンザは発症してから感染すると言われておりますが、新型コロナは発症前から感染することが明らかにされています。ドイツミュンヘン大学のローテという方が、昨年1月に最初にNEJMという権威ある医学雑誌に論文を出されたのが最初だそうです。そのときにはバッシングだったそうですが、その後世界中の研究によって無症状感染は疑う余地がなくなったそうです。

そこでお伺いしたいと思います。

この前、教育・保育施設で起きたクラスターの中に3回のPCR検査をして陽性となったと聞きましたが、事実かどうか確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。PCR検査につきましては保健所で実施されております。詳細についての情報等は、町は持っておりません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） できればそういうところは情報共有してください。個人名は伏せていいわけですから、それが事実だと私は思うんですね、保育所内部の方から私聞きましたので。共産党は、当初からPCR検査を全国民に実施する、また併せて抗原検査、いわゆる抗体検査を行うことも要求してまいりました。

世界の研究者は、ようやく無症状感染による広がりを防ぐために、PCR検査と抗原検査をすることを求めているらしいようです。

町長はこれをどのように理解し、県や国に対して検査実施をお願いしていただくことは可能かどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。感染防止対策として有効であるならばお願いすることも可能であると考えます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この議会が終わり次第、すぐに要求をしていただけたらありがたいと思います。

ワクチンに関しては、人口比率に対して数はどのくらいとなる見込みかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。国はですけど、3億1,400万回のワクチンを供給を受けることについて契約をしたとの報道がございましたので、全人口分が確保されるというふうに考えています。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） どのくらいの方が接種すれば集団免疫は成立すると思われるかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。厚生労働省が出していますQアンドAによりですけど、新型コロナウイルスワクチンによって集団免疫の効果があるかどうか分かっておりません。分かるまでには時間を要すると思われるというふうにされておりました。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 大体7割ぐらいの方が接種をするともう大丈夫だというふうに

言われているんですね。

次にちょっとお伺いしたいんですが、コロナの関係で、飲食店以外のことについては先ほど答弁がございました。しかし、どのところに支援をして、どういうところにはできないのかというところについては、詳細について説明がなかったと私は記憶しておりますが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。先ほど町長のほうから御答弁させていただいた商工業者緊急対策支援金事業についての御質問だと考えますが、対象事業者につきましては、基本的には高鍋町内で事業を営む商工業者、事業者の皆様を対象としております。ただ、県のほうの時短要請支援金の受給を受けられた方につきましては除外するというような形で考えております。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。対象事業者につきましては、町内の全事業所を対象としておりますが、その中での経済センサスのほうで1,080、90事業所がございます。対象につきましては、その中から売上げの減少を生じている事業者になりますので、業種としましては全事業者でございます。ただ、要件の中で、売上げの減少を生じている事業者に対しての支援という形で考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、先生たちの移動については先ほど答弁がございました。

それで、ちゃんとマニュアルがきちんとしている、その時々に応じた変化をしてもきちんと対応ができているということでしたが、これで間違いございませんか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。きちんと対応できているという言い方であれば、そういうふうな準備はもうできていると、共通理解は図られているということで。ただ、先ほど申しましたように、実態に応じた年度初めの共通理解の確認とか、それは行ってまいりますので、例えば大きく変わるというようなそういう混乱はないだろうというような答弁であります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 高鍋は2度もクラスターが発生したということで、非常に先生たちが高鍋に来られるのを心配されているかなと思って質問をしました。

次に、プールの事故の問題に移りたいと思います。

溺水と溺死は同じであることが幾つかの大学教授及び医師の確認をしてみいました。
御遺族の方にはどのような説明をなされてきたのか詳細を求めたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。まずは、お亡くなりになりました故人
のご冥福をお祈りいたしますとともに御遺族に対しまして心からお悔みを申し上げる
ところでございます。

御遺族への説明につきましては、先ほど町長がお答えしました通りでございます。当日
と経緯を御説明いたしましたところでございます。

○議長（緒方 直樹） ここでしばらく休憩したいと思います。

午後0時00分休憩

午後1時04分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、お伺いしたいと思います。

イーストリバーとの契約はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。先日10日に行われました総務厚生常任
委員会の際に管理状況の質問がございましたので、管理業務委託の仕様書を議員の皆様
に提出したところでございますので、そちらのほうで御確認願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。それでは、委託契約書の第6条と、仕様書の利用条件
のところと、第5ですね、管理運営体制と教育研修のところと、そしてそれとプール監視
業務の中での緊急事態発生時の処置について、ちょっと述べていただきたいと思
います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午後1時05分休憩

午後1時07分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。御質問のありました内容ですが、委託
契約書の第6条につきましては、「甲は」とありますが、甲は高鍋町でございます。乙
が委託者イーストリバーでございます。「甲は、必要がある場合に委託業務の内容を
変更し、または委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料
または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定め
る」とございます。

次に、仕様書に関してでございます。

まず、施設内容の利用条件についてですけど、ちょっと読み上げます。まず「ア、化粧や整髪料を落とすこと。イ、Tシャツなど水着以外のものを着用しないこと。ウ、小学校3年生以下の子どもには水着着用の高中生以上の者が同伴すること。エ、飲酒していないこと。オ、幼児の利用に関してはおむつが取れていること（スイミングパンツ等不可）」。

次に、「カ、妊娠中は主治医の許可を受け、自己責任の上で利用すること。キ、やむを得ない理由により、シャワー室で石けん、シャンプーを利用する場合は甲の許可を得ること」。甲は高鍋町です。「ク、見える部分に入れ墨やタトゥーのある者は利用できない。ケ、ペットは入館できない」。これが利用条件でございます。

続きまして、業務内容の中の管理運営体制等、その中に教育研修等がございます。「乙は」、これ委託業者です。「乙は、業務従事者の教育訓練及び研修を行い、プール運営業務内容の向上に努めること。また、警備業法に基づく新任教育研修等に関し、就業前に十分に教育・訓練を実施し、就業させること」。

続きまして、プール監視業務の中の緊急事態発生時の処置でございますけど、「プールでの緊急事態には、常に冷静かつ沈着な態度で速やかに事態に対処する」。3つございます。「1、溺水者が発生した場合は、利用者をプールサイドに上げ、速やかに応急処置を行う。2番目、事故者の氏名、容態等を把握し、病院・家族等へ連絡し、甲に速やかに報告する。3、症状の程度にかかわらず、応急手当をした場合は日誌に記録し、甲に速やかに提出する。また、事故発生時には事故報告書を甲に速やかに提出する」となっております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） すみません。先ほどは条項を間違えていました。委託契約書の7条をもう一度読み上げてください。よろしくお願いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。続きまして、第7条を読み上げます。見出しが、「損害のために必要を生じた経費の負担」。「第7条、業務委託の処理について発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においてはこの限りではない」と記載されています。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今読み上げていただいて、恐らく議場にいらっしゃる議員、そして傍聴者の皆さんお分かりになったことだろうと思います。これが、全てやはり仕様書に書かれているとおりの、そして約束をしているとおりの運営がなされていれば、今回の事故はひょっとしたら防げたんじゃないかと。

ちょっと気になるところがあるんですが、そのことについての報告明細書というのは、しっかりと書いてあるのかどうか確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。手元に報告書ございませんけど、その報

告書はこちらのほうに提出されております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それは、当然先ほど読み上げていただいた内容にあるわけですから、報告書は一応あると思うんですね。ちょっとお伺いします。それから、じゃあ蚊口の海水浴場監視に関しては、どのような契約を結んでおられるかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。海水浴場の監視についてでございますが、高鍋海水浴場の開設期間における運営につきましては、認定NPO法人高鍋町観光協会により行われているところでございます。

遊泳場での監視業務につきましては、こちらの同協会のほうで委託契約を締結して実施をされているというふうに伺っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これも、同じイーストリバーと観光協会が契約しているんですよ。だから、できればプールと同じような内容で、委託契約を直接結ぶのか、その内容をきちっと精査して、やはり観光協会でもし何か事故があったときの責を負うことができるのかということを考えて、海水浴場の監視活動についてはイーストリバーのほうともう一度きちっとお話をされたほうが、これはよろしいんじゃないかと。

今、利用する人が少ないから私も安心していましたが、このプールでこういう事故があって以降、やはり高鍋町の海水浴場についても、監視業務について、そしてそこでイーストリバーを使っていっちゃるということをお伺いしましたので、そこについてはかなりやっぱり慎重に考えていかないと、損害がもし発生した場合、何か事故が発生した場合についてきちっとした補償が保証されないと、私は申し訳ないなと思っていることがありますので、そのことについては、また観光協会と十分お話をさせていただきたいと思っております。

死亡診断書を書かれたお医者さんから聞いたのではありませんけれども、死亡診断書を見ないと何とも言えないということを前提にお話をさせていただきました。「プールの中で水を飲んでいたらとすると、監視員が気がつくと考えられると。その際、水を吐かせるなどの処置を行えば助かっていたかもしれない」との見解がありましたが、監視員はそのときおられたのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。先ほど申しました仕様書に示されているとおりの管理体制だったというふうに確認しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） でも、それが、監視カメラがちゃんと記録できるものでないということから、いたのかいなかったのかを含めてこれは明らかになっていないということですので、今後やっぱりこんなことがないように、先ほど町長も答弁がありましたけれど

も、これはちゃんと記録ができるようにこれからはしてください。

また、プールの水でないとするなら、どこで水を飲んだのかはつきりするため、病理解剖をしておいたほうがよいとの見解も私は示したんですけれども、病理解剖されなかった理由は何でしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。病理解剖につきましては、御家族の判断によるものとしております。このことに関しましては町が関与するところでないというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。当然警察の方も入っていただいたわけですから、行政解剖は必要ないとの判断を示されたから病院に行かれてそのまま死亡診断書を書いていただいたということだろうと思うんですね。

その際、やはりきちんとお医者さん、やっぱりそうやって教えていただかないと、病理解剖も確かに今答弁があったように、家族の方の同意がないと病理解剖というのはできないんですね。でも、病理解剖を行っていけば、どれぐらいの水を飲んでいたのか、じゃあその水はどこで飲んだ水なのか、そうすると、そのときにかなり、死亡時にMRIを撮ったりとかいろんなことをしていきますんで、ほかのことでお亡くなりになったのかということがやっぱりはつきりするわけですね。

だから、今度から、やっぱり私はこの仕様書の中に書く必要はないと思いますけれども、できるだけそれはやっぱりそういうのを統一見解にさせていただいて、もし万が一のことが、もう絶対あってはならないんですけれども、あった場合についてはしっかりと病理解剖も含めて御家族の方に提示していくという姿勢をできれば取っていただきたいなと思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。町といたしましては、その病理解剖につきまして判断する立場でなかったというふうに考えておりますけど、今後今回の経験を糧にしたいと考えています。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは、また聞いたところなんですけど、事故死となれば、交通事故の場合が主にあるんでしょうけれども、遺族年金の支給が3年間出ないということがあるそうなんですけど、執行部はそのことを承知されていたかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。今の御質問に対しましては、町としては存じておりません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。やはり今回の事故に関して、本当に御遺族の皆さんがどんなお気持ちだっただろう。やっぱり死因をしっかりと究明していく。そして、お示していくことが高鍋町としての責任ではなかったかなというふうに私は思っているんですね。

やはり、その町に在する、私は1人の議員として本当申し訳なく思いますし、やはりそういう形で事故が起きないように、これからも当然、私たち議員も含めて常にやっぱり監視を進めていきたいなど、それは思っているところでございます。

それでは、次に施政方針の質問を行いたいと思いますけど。

先ほど町長が青木議員の質問に対してお答えになった予算のことをちょっと言われたと思うんですね。お金があつて云々とかじゃなくて。町長が今度思われているところで、ここでこう上杉鷹山が最も尊敬した兄、秋月鶴山という形で、ここには75ページから書いてあるんですけども、「その強化拡充のための事業を展開する上で、新しく経費を必要とする場合には、既成予算の枠内において行うこと。したがって、その費用を生むための節約が必要になること」ということを書いてあるんですけども、節約の対象は上げて無駄を省くことにあると。

だから、どういうことが無駄で、どういうことが無駄でないのかということ、ここでちょっと答弁できれば答弁していただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私は、秋月鶴山ではございませんので、議員の即する答えができるかどうか分かりませんが、答弁の中で申しましたように、やるべきであること、またやっちゃいけないこと、これを明確にするということがとても重要だと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） できれば、予算などでは、今度は骨格で町長選挙がありましたのでお示しができなかったんだろうと思うんですけども、来年度の予算から、何をやるべきか、何をしなければならぬかというところでしっかりと予算のことには示していただきたい。それは要望したいと思います。

新型コロナに関して、元がんの学会会長、元岐阜大学の学長であった黒木登志夫氏は、「そもそもコロナウイルスは、中国の山岳地域でコウモリと一緒に住む平和で幸せなウイルスであったものが、環境の変化によりコウモリの生息場所に動物や人間が近づき、動物から人間へと変異しながら強い感染力を持つウイルスへと変化したのではないかと考える」との見解を持っておられます。

そこでお伺いします。近年猿、鹿などが、役場近隣や住民が住む場所に餌などを求めて出没していると聞き及びますが、どのような対策を立てているのか、環境問題として答えていただければと思っております。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 野生鳥獣による被害を防ぐ対策としまして、一般的には、鳥獣を

田畑や住居などに近寄らせないことによって被害を防ぐ被害防除と、鳥獣を直接取り除くことにより被害を防ぐ捕獲の2つを効果的に組み合わせて行う必要があると認識しております。

なお、住居付近で猿等の目撃があった場合には、メール等による住民への周知、関係機関への連絡により、人に危害が及ぶことがないように対策を取っております。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午後1時22分休憩

.....

午後1時23分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私は今町長として、高鍋町の取り組んでいる対策として答えたわけでございまして、住民の環境について鳥獣をどう捉えるかということに対しては、非常にいろんな考え方があると思いますので、今は取組等の答えでございます。

例えば、猿とかイノシシが来る環境が好きだという方もおられるかもしれません。これ自然環境が好きだという方もおられるわけです。あるいは、全く草木もない、芝生だらけのほうが好きだという方もおられるわけですから、町はいろんな住民の方に対応しながら、こういう今捕獲とか防衛、あるいは広報活動で対応しているというふうに答えさせていただきました。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いつもの爽やかな弁舌が聞けると思ったんですけど、環境問題と言えば、私が町長だったらこう答えますよ。「近年のやっぱり開発によってかなり自然環境が侵されてきたと。そのことによって、普通は出没しない人のいる居住地のあるところへのそういったイノシシ、猿、鹿などがやっぱり出てきてしまっているという状況は、やっぱりゆがめない事実であると私は認識すると。だけど、そのことを問題にして、やはり森林問題とかいろんな高鍋町の環境問題を考えたときに、自分としてはこういう対策をしているけれども、まだ不十分であるかもしれないけど」って私だったら答えますね。まあいいですよ。そういうお答えがなかったんだから、そういう認識なんだなということが今よく分かりましたので。いいです。

コロナによる経済活動低下がありますが、一方では、世界の富裕層の中から、私たちから税金を取り再生へとつなげてほしいとの声明文が出されています。世界の中でもトップクラスにいる日本の富裕層からはその声は聞こえてきません。それは非常に残念なんですけど。でも嘆いてばかりはいられません。高鍋にある企業のうち、どのくらいの企業が社会的貢献を果たされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。企業は、売上げを上げ、利益を出して多くの人を雇用し、

企業・社員・株主が納税をする。これが産業立国である我が国における基本的な企業の社会貢献であると私は考えております。

しかし、近年、国連が掲げたSDGsにもあるように、持続可能な社会が求められており、企業は利益追求だけではなく、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、CSR、いわゆる企業の社会的責任を率先して果たす必要があると、バブル時代以降考えられるようになってきました。

寄附行為も含め、社会貢献活動や環境問題に取り組むこと、いわゆるESGと言われ、環境・社会・企業統治、コーポレートガバナンスですけど、どう企業が正しく運営をしているかを認識した経営に取り組む企業がますます今後増えてくると考えます。

それを受けて、高鍋にある企業のうち、どのぐらいの企業が社会貢献を果たしているのかという御質問ですが、企業数は分かりませんが、周辺地域からすれば高鍋町は企業数も多い上に、寄附行為も含め、社会貢献活動や環境問題に取り組むなど社会貢献活動の意識の高い企業が多いと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 具体的な報告がなかったのがちょっと残念です。私どっか言っていただけじゃないかと思いましたけど。

誰一人取り残さないの目標、着地点はどのようにしようとお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。SDGsのいう「誰一人取り残さない」という言葉は、SDGsの目標ではありません。SDGs 17項目の目標を達成するための理念のことです。理念とは、目標を達成する上で基本的な考え方です。

SDGsのアジェンダ、いわゆる達成項目の宣言、第4節の冒頭は、「この偉大な共同の旅に乗り出すに当たり、我々は誰も取り残さないことを誓う」という書き出しで始まっています。人口爆発の世界、人間の営みが巡り巡って引き起こしている地球温暖化、自然災害の猛威、地球の危機、また少子高齢化、人口減少に直面する日本。私たち人類は、地球が20世紀型の拡大成長だけを追い求める価値観から解放され、持続可能性、サステイナブルな世界を考える時代に突入していると考えます。

自分さえよければよいという考えでは、地球は、人類は、この地域も含め成り立たない状況にあります。誰一人残さない、共同の旅に乗り出しているという新たな時代が求める認識は極めて重要であると考えます。

また、SDGsにある「1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、全ての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に」この6つの目標を見ていると、貧困や飢餓、あるいは健康や教育、さらには安全な水など開発途上国に対する支援に見えますが、しかし実際には日本の子どものうちの6人から7人に1人が貧困だと言われております。

この事実を受け、またジェンダー平等に関する問題にしても、オリンピックの問題でよく取り上げられましたけども、2020年12月に世界経済のフォーラムで発表された数字によると、153か国のうちの日本は121位ととても低い数字になっていて、これらの目標は先進国である日本国内でも当てはまることです。高鍋町にとっても、誰一人取り残さないという理念は極めて大切な考え方であると考えています。

世界にある絶対的な貧困、貧しい国とは別に、この絶対差ですね、いろんな国との差、あるいは相対的な1つの国の中の貧富の差があり、子どもの貧困対策等、根底には同じ理念、願いが流れています。誰一人取り残さない、極めて重要で大切な言葉、理念であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） SDGsのどれを取っても、見過ごせない喫緊の課題であると私は考えますが、町長はどの課題を先んじてやり遂げるおつもりなのかお伺いしたいと思います。先ほど説明されましたけれども、もう真っ先にやりたいと、これを。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。SDGsの17項目の目標は、どれも重要な目標であり、どれもが先んじて達成されるべきであると考えますが、ただSDGsは国連が定めた2030年までに達成すべき目標でありまして、高鍋町としましては、世界の潮流、重要な方向性として捉えることが大切でありまして、どの課題を先にと、そういうような受け止め方は私はしておりません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今回再選され、あと4年間でSDGsの目標到達点、先ほどから目標到達点はないというようなことを言われておりますけれども、どこまでしたいとお考えなのかお伺いしたいと思います。

そのためには、企業へ5,000万円を限度として企業立地奨励補助を出しておりますけれども、今まで何社に合計どのぐらいの金額を拠出されておりますか。もちろん、固定資産税免除を含めての金額をお願いしたいと思います。企業名は言わなくて結構でございます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。それでは、まず最初の質問ですけれども、SDGsというのは、世界を変えるための17の目標です。世界の国々は、様々なことで意見が対立していますが、同じ地球に住む以上、これだけは一緒に取り組んでいまいしょうと決めたものです。

サステナブルとは持続可能という意味でございます。この持続可能という意味には、地球が私たちの住み続けられる環境であり続けるようにという意味であると同時に、私たちが息切れせずに取り組み続けられる努力目標にしようという意味があります。SDGsは世界の潮流であり、世界の指針です。日本でも積極的に取り入れて、様々な施策に反映

されていかなければならないと考えます。

「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」という言葉があります。世界規模で考え、足元から行動しようという標語です。SDGsはまさにグローバル、地球規模の目標であり、それをローカル、地域の中で、高鍋町の中でどう捉え、どう考え、中長期的な方針や施策、まちづくりに反映させていくか、このことが大事であると考えます。

ただ、SDGsは、国連が定めた2030年までに達成すべき目標です。私の高鍋町長としての施政方針は、SDGsをシンク・グローバリーとして捉え、アクト・ローカリー、10の達成すべき目標を提案させていただいております。それを実践することが、目標の達成だと考えます。

また、企業誘致の御質問がございました。企業立地の奨励措置につきましては、これまで企業立地補助金を6社に対して総額2億1,967万円、雇用促進奨励金を6社に対して総額2,140万円、工場等賃借料補助金を1社に対し942万円支給したところでございます。

また、固定資産税の課税免除額は、平成28年度から令和2年度までの合計で2億927万1,900円でございます。

企業誘致による効果につきましては、町民税、法人町民税、固定資産税、上下水道料、あるいは雇用者数、町内関連企業との取引額、従業員の町内での生活費等の消費額で評価することができますが、その数字を正確に数値化することは困難であると考えます。

企業誘致は、地域の産業基盤を確立し、地域経済の活性化と地域雇用の確保を図るために誘導諸施策を複合的に実施していくものでございますので、これにより新たな企業の立地や設備投資等を促し、働く場の創出や人口の流入など様々な効果を生む、地域をより豊かにするための投資であり、地域の財政基盤の確立になくてはならないものです。極めて重要な施策であると考えます。

現在、1人の職員に、ポートランド市に学ぶ研修を受講してもらっております。ポートランドは、アメリカコロラド州にある人口60万人の都市であり、世界で一番住みたいと思っている人の多い町と言われております。まちづくりに成功している町です。研修報告では、市民参加のまちづくりとともに、積極的な企業誘致、財源づくりを行っていますという報告を私は受けました。

ちなみに、ある企業、名前は言いませんが、南九大跡地の再生をするために、民間力を活用したある企業でございますけど、上下水道代、それから固定資産税、町民税、あと2年もしないうちに2億円、あるいはそれ以上の金額が毎年財源として入ってくることになり、投資した15億円は10年もしないうちに回収します。これが投資であります。

私たちは、現在産業立国の経済制度の上に生きているわけです。産業、雇用の場なくして地域の活性化はあり得ません。企業誘致は重要な未来への投資であり、人々が生きていく上では成り立たない重要な取り組むべき課題であります。日本であります。資本主義の国であります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 最後の資本主義のところを私を見られても、何とも私も質問のしようがないんですけど。（発言する者あり）いやいや、じっと見つめられたから、私どうしようかなと思って。何を言おうかなと思って。

次に質問する予定だったところまで答えていただきましたので、もう先に渡しちゃっているものだから。どこまででも答えたいという意欲満々の姿がよく見えるんですけども、あんまり先走ってほしくないなと。せっかく私が質問するチャンスがなくなりましたけど。まあいいですよ。（発言する者あり）だから、私町長におしゃべりする時間をたっぷり与えたつもりですよ、正直な話言って。何十分でもしゃべっててください。施政方針47分ぐらいおしゃべりになりましたけど、それと同じぐらいおしゃべりになっても結構でございますよ。

私、企業ももらいっぱなしでおられるとは思いませんけれども、各企業にお願いして、財団などを創設し、子どもの教育に関して投資し、そしてその子どもたちはまた帰り、高鍋に貢献できる状況を作っただけないかなと考えておりますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。納税をしていただき、雇用の場を創出していただける、あるいは関係人口の増加に、関連産業支援にもつながる。これだけでも大変な地域貢献ですが、またより見える形で積極的に、寄附行為も含め社会貢献活動や環境問題に取り組むなどしていただける企業も高鍋町にはございます。名前は挙げませんが。

議員のお考えにあった、子育て支援として海外の留学の基金をしていた企業家もおられますし、また匿名で教育に生かしてくれという御寄附をしておられる企業もあります。そのことをお伝えしておきますが、大変ありがたくすばらしいことであると考えております。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時41分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） お話ししますが、ここでは財団を作られてはどうかという話ですか。財団につきましては、それまでいろんな企業で様々なこう財団作っておられるところも大企業等ございますけれども、高鍋町においては将来そういうのがあるといいだろうなとは思いますが、それは企業の考え方でありますので、そこまでいろいろ突っ込んでやることではないというふうに私は考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 時間が4分しかないんだけど、残り。だから、私は、各企業にお願いして財団などを創設しと申し上げたつもりです。だから、ちゃんと字が読めれば、お願いしてって言っているんだから、お願いする気持ちがあるのかどうかということを知りたいわけですよ。もういいです。もう答えはいりません。考えていないってことが十分分かったから、もうよろしいです。

まあせっかく町長が頑張っって誘致された企業ですし、育てた企業ですので、町長がしっかりとした目標及び未来設計を語っていただければ、SDGsの2項目は達成可能だと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。SDGsの目標2項目目ですね、飢餓をゼロにということではないですか。

本町としましては、社会福祉協議会が実施主体となっておりますフードバンク事業や、今後実施予定の宅食事業の支援等を挙げることができます。しかし、それはあくまでも町の取組であり、企業に協力をお願いすることもあるかとは思いますが、企業の社会貢献活動は、それぞれの企業の考え方や個性を尊重すべきであると私は考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もちろん各企業の社会的貢献というのは私も尊重しますし。でも、やはり高鍋町としてこういうことを思っているんだと、こういうことを考えているんだということを申し上げることは私は必ずしも悪いとは思っていないからお聞きしただけです。いいですよ。企業に言いたくないというのがよく分かりましたから。どうぞ。

6番目にある、安全な水とトイレを世界中にありますがけれども、これは具体的にどのように達成されるつもりでしょうか。町独自で何か支援を行うつもりなのか、それとも町民に呼びかけをするつもりなのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。これは、SDGsの目標であり、時代の潮流、世界の指針です。これは何度も申し上げましたが。高鍋町の方針として、具体的に達成すべき目標ではありません。

ただしかし、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーという意味では、地球上には安全な水とトイレのない後進国が多くあり、日本は極めて安全な水とトイレに恵まれた国であることを知っておかねばならないと考えます。

ただ、高鍋町は、水道の給水区域内の普及率は97.5%、トイレの水洗化率は85.15%で、共に100%を目指すべきべきであろうというふうには考えます。

また、これは考え方として重要だと思うんですが、世界中には朝から水をくみに行かねばならず、学校へ行けない子どもたちがたくさんいることを知っていることは大事なことです。誰一人取り残さないという理念の重要性を感じる項目だと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから、今町長が言われた言葉ですよ。やっぱりそれを子どもたちに教えて、やっぱり広めていく。そして、それが子どもたちの当たり前の考え方へと育っていく。そういうことが非常に大切じゃないかなというふうに私は思っているんですよ。

だから、それは教育委員会とも連携をしながら、できるだけやっぱり自分の考えを押しつけるのではなく、やっぱりそういうふうに考えている人たちを増やしていこうという努力をぜひしていただけたらと思っております。

国境なき医師団の一人で、アフガニスタンでお亡くなりになられた中村さんは、高鍋町の姉妹都市でもある朝倉市とは深い関係がございます。農業を浸透させ、争いをなくす平和的手段として、水を引き、農業推進を図られてこられました。道半ばで命を失われましたけれども、その思いは現地の方にもしっかりと根づいているようです。

そこまでの支援は望むことはありませんけれども、私たちにできる支援には何があるのか、御教示を願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ペンシャワール会という、中村哲医師のパキスタンでの活動を支援する会が設立されています。ぜひ、どうぞ議員はペンシャワール会へ会員登録され、御寄附をされるのが一番よいかと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もちろんそうですよ。そういうのがあるから言っているんです。中村さんはね、やっぱり朝倉市にある堰の、ちゃんと様子を見て、このような水の流れというのをしっかりと作っていくほうがいいんだなということで、あそこを調査にも来られているんですね。だから、そのことは、私朝倉市にお伺いしたときに、説明を受けたときに本当に感銘を受けました。

だから、私たちの身近なところで、そうやってSDGsと関わり合いのないようなところでもしっかりと関わり合いが持っている。そういう状況を考えると、私は本当にありがたいなと思っている状況なんです。

だから、私は、なぜこの施政方針の中で、町長が自分の考えではなく、やはりちゃんとこう書いてあるわけですよ。コロナ禍にあって時代は大きく変化を続けていますと3ページに書いてあります。

だから、住民の方々もこの施政方針を見られて、うちの町長の展望の深さ、厚さにはもう本当に感服していると思うんですね。だからこそ、今度の一般質問において、町長が語りたいだろう、そういう気持ちも思って私は施政方針に臨んだわけです。

それと、やはりこの秋月鶴山の件について、本もちゃんと売られております。しかし、その中において、やはり大事なことは、町民の人たちがやっぱり同じ思いを共有できるような状況をしっかりと作っていくことではないかと思うんです。

だから、町長がどんなに施政方針で語ったにしても、実行されなければ意味がない状況

があると思います。ぜひ、出された10項目については、今年度中にしっかりと解決できるように要望して、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうも長い間ありがとうございました。

○議長（緒方 直樹） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩にしたいと思います。

午後1時48分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、8番、黒木正建議員の質問を許します。

○8番（黒木 正建君） 8番、黒木正建。こんにちは。傍聴席の皆さん、どうも、本日は御苦労さまです。それでは、通告に従いまして、3項目について質問を行います。

初めに、蚊口浜一帯の活用についてであります。この地域は高鍋町の観光スポットとして、観光客や町民の憩いの場として貴重な位置を占めています。現状を見ますと、サーフィン、グラウンドゴルフ、スケートボード、キャンプ等愛好者が増加しており、それに伴って車両の増加による混雑が懸念されています。駐車場の確保や管理道路の整備等、今後の対応について登壇しての質問とし、②の蚊口浜町有地の貸付けの現状と、空き家を解消するための町有土地貸付契約書の見直し等の考えはないか伺います。

2項目めの高鍋駅舎建設についての今後の取組及び3項目めの斜面崩壊の対応については、発言者席からそれぞれ質問をいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、蚊口浜一帯の活用についてでございますが、町といたしましても、蚊口浜周辺は重要な観光資源の一つと考えているところでございます。サーフィン利用のほか、最近では海浜公園でのキャンプ利用が増えていることも承知しており、公園施設の利用方法のあり方や、周辺の環境整備につきましても、順次検討してまいりたいと考えております。

また、来年度から、高鍋町観光協会において、蚊口浜に所在する民間施設、旧「磯亭」の整備も予定されていることから、観光協会とも連携しながら魅力ある観光スポットとしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 先ほど申しましたように、蚊口浜において一番重要なのは、道路網の整備だと思います。町長も御存じのように、今まで一般質問でいろいろ出したことがあるんですけど、海岸線の道路、あの凸凹の。これはもう非常に、特に雨上がりなんかはちょっともう危険で通れないような状況です。あと、松林の中を通っている道路につつま

しても幅員が非常に狭くて、交差するときなど非常に運転手の方に、何かあったときも非常に苦勞しているような状況で、特に、今、サーフィンやられる方が非常に多くて、あと、グラウンドゴルフやられる高齢者の方、この方もそこを非常に利用しているし、浜のほうの道路がほとんど危なくて利用できないから、もう通るところが1か所ちゅうような感じで、一方通行にしたらどうだろうとかいろいろそういう意見が出ており、何回か非常に道路が狭いもんだから木の枝等が出て、建設管理課のほうもいろいろ、実際その枝ばらいとかそういうのをやってもらっているんですけど、なかなか規模も大きく、また、非常に大きい木なんかが出ていますので、なかなか満足できるような状況にはなっていない状況です。

まず、その道路網の整備、これをやらないと、なかなか蚊口浜の発展はないんじゃないかと思うんです。先ほど申したように、それに伴う駐車場の整備、もう御存じだと思うんですけど、もう道路上に止めたり、あらゆるところに車が駐車してあったりとか、まずそこ辺をびしゃっとしていただいて、それから公園内のいろんな遊具類の整備とか、そこ辺もしていくんじゃないかと思うんですけど、そこ辺のまずその道路網の整備を、そこらについてちょっと突っ込んだ町長の意見をお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。黒木正建議員には、何度も蚊口浜の海浜公園の道路については御要望を賜っているところでございますし、私も同感でございます。やっぱりいろいろと一番先に道路をきちっと整備すべきだというふうに考えているところであり、何とかそれに答えなきゃいけないというふうに思っておりますので、また建設管理課と話し合いながら、できるだけ早急に進めていけるような、そういう状況をつくっていきたいと思っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 早急に、ひとつ道路網の整備のほうをお願いしたいと思います。まずそこからスタートやないかなと思っているんですけど、よろしく願いいたします。

それから、現在、遊具等があるんですけど、非常に要望が上がっているのがスケートボード、あれ、駐車場のほうでやっているんですけど、あの一番南側のほうで。車はどんどん増えて駐車するところがなくて、舗装がしてある古港の川のほうですね、あっちのほうでもうほとんどスケボーやっているんですけど、非常に小学生から中学生、高校生、そこら辺がやっているんですけど、場所的ないろいろスケボーをやるところ、そこ辺はまだいっぱいあるんじゃないかと思うんですけど、そういう施設じゃなくて、例えばこの机2つ合わせたら、もうそれぐらいで十分滑られるようになるし、自分も先日、小林のほうに、個人でやっている自分の杉林、そこを切り開いてつくっているところを見に行ったんですけど、建築関係ちょっとやっている人ということで、どんぐらいかかったですかと言ったら70万円ぐらいでできましたと。何か所かあるんですよ、そういう。長いのをずっと延長してやると大変だけど、何かこういうのをずっと組み合わせられるような何か移動

できるような、そういうあれがあったらいいのになと思って、そういうのをぜひ考えていただきたいと思うんです。盛んにコンクリートの上でいろいろやっています。そういった器具というか、そういう設備が整っていないので、ただ平面上をごろごろ転がったり飛び上がったりとかいろいろなやっているようですが、そこ辺もひとつ考えていただきたいなど。それと、あと、どんなのがあったらいいかといろいろ聞いたりするんですけど、やっぱりあのバスケットのゴールですかね、片方だけの、両方やるんじゃないくて、そういったのとか備え付けてもらったらいいなちゅうなのがありますので、それは要望等ですけど。

それと、空き家のほうについて、貸付け件数がどのぐらいあるのか、また、商業用の施設もあるんですけど、そこ辺の貸付け状況、現況をお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。蚊口浜の町有地の貸付けについてでございますが、現在、貸付け件数は26件で、内訳といたしましては、居住用が22件、商業用が4件となっております。

また、空き家の棟数は、居住用の建物が10棟、商業用の建物が2棟でございます。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 先ほど町長のほうから話がありましたように、商業施設であります「磯」それから「るりや」、今後どうするんだろうかちゅうのが盛んにささやかれているんですけど、「磯」の場合は観光協会さんのほうで、今後、高鍋町の発展のために利用されてやっていけるんじゃないかと思うんですけど、るりやさんの場合は、今、もう実際住んでいなくて、そういった地代はぴしゃっと入っているちゅうようなことになっているんですけど、そこ辺はいろいろ話は進んでいるんですか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。商業用の建物のうち、空き家となっているものについての今後の方向性についてでございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、磯亭様につきましては、高鍋町観光協会が建物を譲り受け、そこで事業を展開する旨を伺っているところでございます。また、るりや様につきましては、現在営業していないことから、町において土地の賃貸借契約の更新時に、今後建物をどうする予定なのか確認するとともに、建物の適正な管理をお願いしている状況でございますが、現時点においては、建物の譲渡あるいは撤去といった具体的な動きはないところでございます。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） るりやさんのほうにおきましては、実際、浜にはいろいろと看板等も出ているし、前ほどはないんですけど、やはり前、非常に料理がおいしかったちゅうなことで、まだやっているんじゃないだろうかと。今はもう、たまにしかおられないんですけど、やっぱり来られるもので、聞かれたりとか。やっぱりがっかりして帰られる方も前からおられたし、そこ辺はどんなになっているのか。要は、営業していないのに、看板やらもう引っ込めていっちゃんないかとか、そういうあれも聞かれるんですけど、自分で宮

崎におられる持ち主のほうに電話して、そういうのを聞いてもいいんですけど、あんまり出しゃばったこともするわけにはいかんなと思ってそのままにしているんですけど、そこ辺のほうも、今後、いろいろ話し合ってもらえたらいいんじゃないかなと思います。それはお客さんの立場に立った場合です。

それから、駅舎のほうに移りますけど、この駅舎につきましては、前小澤町長が3期目の選挙出馬のときに、駅の駅舎のことで改修したいちゅうなことで、あれからちょうど8年たったちゅうことになるんですけど、町のほうとしても駅舎購入と、耐震検査とか、今回また設計、そういうので順次段取りして、駅舎建設に向けて改修といたしますか、それに進んでいるんですけど、中身ちゅうかそこ辺がちよっとなかなか町民の方が分からないもんだから、そこ辺どんなになっているんだろうかという、そういう話がよく出るんですけど。ただ、先ほど申したように、改修からこういうふうに向きに進んでいるだちゅう話はするんですけど、そこ辺がまだはっきり公表できないのでしたら別ですけど、公表できる範囲内でこれだけは公表してもいいんじゃないかちゅうところがありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋駅舎の今後の取組についてでございますが、高鍋駅舎の改修につきましては、令和3年度、基本設計、実施計画を行うこととしております。その中で、高鍋駅周辺や蚊口浜を含めて、蚊口地域全体の活性化につながるような整備案でなければいけないと思いますし、そのような形になるように創意工夫を重ねながら、3年度の基本設計、実施設計を行いたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 地域住民等の、もちろん役場のほうからもそういう出席していただいて、そういった懇話会とかそういうのは計画をしておられないのでしょうか。そこ辺ちよっとお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。懇話会とか、まだその段階ではないと考えています。行政のほうで、一応この試案をつくらせていただいて、そこで様々な御意見を賜る機会が必ず訪れると思っております。そこでそういう懇話会といいますか話合いの場を設けながらと考えております。特に、蚊口地区の活性化する上で、駅がまず核となって行われていくというような一つの大事な方法でありますので、御意見を賜りながら進むことになると思います。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 中身については、今からいろいろ懇話会すれば意見等も出てくるんじゃないかと思えます。

以前、町長が駅前の活性化、それから蚊口浜を一体化した駅づくりちゅうなことで、また、町民から非常に要望の多かったエレベーターの設置と、今、入口、出口ちゅうのが正

面しかないです。両方から出入りができるとか、そういった面も、その今度の計画の中で生かされてくるのでしょうか。そこ辺ちょっといろいろ話が出てくるもんだから、中途半端なことは言うわけにいきませんので、この場を借りてちょっと、前、話が出ていたとおりに継続されるのか。特に、どんどん高齢化してきているもんだから、エレベーター等の設置ちゅうのが前回も多かったようにあるんです、アンケート調査の中で。そこ辺はずっと前のそういった意見のとおり生かされるのかどうか、そこ辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、議員がおっしゃいましたとおりで、私は先ほど申しましたが、駅をきれいにすることが目的ではございませんで、蚊口浜海水浴場を含めて、あるいは蚊口の町なかを含めて、総合的に駅とつながっていく、連携して活性化していくという方向で考えていく必要があります。先ほど申しましたが、そういう御意見を賜りながら、様々な活性化を進める上で、一つ最初の議論の柱として駅の活性化があるということです。ただ、議員お尋ねのエレベーターにつきましては、残念ながら乗降率、乗降者数が、国、JRの補助の人数に達しておりませんで、町だけが負担してやるというには非常に重い予算になるというふうに考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） そこ辺が一番多かったわけなんですけど、確かにそういった条件とか規約等もいろいろあると思うんですけど、そういう高齢者の方たちになるべく負担がかからないような、そういう専門的な技術を持っている人たちのいろんな意見を活用していただいて、楽しく汽車の旅ができるような、そういう駅づくりをしてもらいたいと思いますし、前回の懇話会の中でも、みんなから駅の中にどういう自分たちの要望を入れたらいいかとかいうので、いろんな出てたけど、そういうのも今からかもしれませんし、そこ辺はまたその設計される方たちがいろいろ考えてやられるのかもしれないし、そこ辺ちょっと分からないんですけど、なるだけその情報を今後流していただいて、町民の方たちも納得してもらえるような、そういう駅舎づくりをぜひしてもらいたいと思います。

時間もまだいっぱいあるんですけど、時間の長短じゃなくて効果が問題でしょうから、ぜひ結果を議員は出さなければなりませんので、ぜひそこ辺もひとつ考えていただいて、駅づくり、それから、蚊口浜海岸の活性化につけて、予算的なこともいろいろあると思いますが、極力そういった実現できるように、そしてまた先ほど申したように、そういう子どもたちがいろいろ楽しめるような蚊口浜づくりを、ぜひつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。（発言する者あり） 暫時休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

先ほど一般質問終わるということだったんですけども、3項目が残っておりましたので、再開したいと思いますので、よろしいでしょうか。8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 8番。斜面崩壊の件ですけど、これは、場所は宝酒造の上のほうです。現在シートがかぶせてあるんですけど、現状としては、吹きつけ等でやられるところも結構あるんですけど、ここの場合は非常に土砂等が混じっていて、非常に危険で壊れやすいということで、鉄骨を入れるちゅうことになっています。3月ぐらいまでに国土交通省のほうで、なるだけ終わりたいちゅうなことだったんですけど、なかなか予算的な確保できなくて、6月辺になると非常に雨季の時期になりますので、それまでに何とかやりたいちゅうことで、国土交通省のほうにも直接行って、いろいろそういう話はしているんですけど、6月までには終わらせたいちゅうようなことに返事を頂いているんですけど、建設管理課長のほうにはちょっと悪いけど、そういう連絡が入っているんじゃないかと思うんですけど、課長のほうからも問合せが行っていると思うんですけど、同じような回答が出ているんでしょうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

国土交通省によりますと、国道10号の災害箇所につきましては、梅雨入りまでの復旧を目標に、4月早々の工事着手の準備を進めているという回答を得ているところです。

国交省からは、工事施工に当たりましては、交通規制等で御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いしますということで聞いております。

○議長（緒方 直樹） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 今、課長のほうから答弁がありましたように、同じようお互いに解釈していると思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（緒方 直樹） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、13番、日高正則議員からの一般質問は19日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後2時27分延会